

9月7日(金)

(第1日目)

平成30年第4回南関町議会定例会（第1号）

平成30年9月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣言

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

7番 立山秀喜君

8番 打越潤一君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第4号 平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第5 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成30年度南関町一般会計補正予算（第2号））

日程第6 議案第45号 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定について

日程第7 議案第46号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第47号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第48号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第10 議案第49号 平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第50号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第51号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第52号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第53号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第54号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 議案第55号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第56号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第57号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第58号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第59号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第60号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第61号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第62号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第24 一般質問
①11番議員 ②9番議員 ③4番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西 田 恵 介 君	2番 北 原 浩一郎 君
3番 中 村 正 雄 君	4番 立 山 比呂志 君
5番 杉 村 博 明 君	6番 井 下 忠 俊 君
7番 立 山 秀 喜 君	8番 打 越 潤 一 君
9番 鶴 地 仁 君	10番 橋 永 芳 政 君
11番 境 田 敏 高 君	12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長 佐 藤 安 彦 君	税務住民課長 古 澤 平 君
副 町 長 雪 野 栄 二 君	福祉課長 島 崎 演 君
教 育 長 谷 口 慶志郎 君	経済課長 東 田 彰 夫 君
総 務 課 長 北 原 宏 春 君	建設課長 大 木 義 隆 君
会 計 管 理 者 寺 本 一 誠 君	教育課長 赤 木 二 三 也 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 深浦正勝君 書記福山尚樹君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。

ただいまから平成30年第4回南関町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番議員、8番議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から9月13日までの7日間にしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月13日までの7日間とすることに決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成30年度町村議会常任委員長議会運営委員長研修会についてです。本研修会は、去る7月9日、グランメッセ熊本で開催されました。研修では、立正大学客員教授で総務省地域力創造アドバイザーであり、高野誠鮮氏を講師に迎え、「地方創生・まちづくり」というテーマで講演がありました。石川県羽咋市の限界集落と呼ばれた地域を蘇らせたスーパー公務員として有名な高野氏の経験から、できない理由を考えず、だめもとでとにかくやってみるなど、考え方や働き方、巻き込み方、みんなと共有することなどの思考方法の重要性について話がありました。その上でプロジェクト推進にあたっての理念、戦略の立て方、集落との連携を受けて実践され、空き農家、農地情報バンク、ブランド化戦略などの対策、最終的に農家が自ら値段を付けて売る自活・自立ができるようになった具体的な方法

についての話をされました。

報告の第2点は、平成30年度町村議会正副議長研修会についてです。本研修会は、去る8月6日、熊本県市町村自治会館で開催されました。研修では、同志社大学大学院教授の新川達郎氏を講師に迎え、「災害時の議会議員の役割」というテーマで講演がありました。滋賀県大津市議会で制定された「議会BCT（業務継続計画）」などを例として紹介があり、地方自治体が定める地域防災計画の中に議会の位置づけがほとんどない中で、議会災害対策会議を設置し、執行機関の災害対策本部と連携するなど、災害発生時の議会としての対策をルール化しておく必要があることなど、災害時においての住民代表の議員であり、議会の役割を果たすべきというお話をございました。

報告の第3点は、例月出納検査報告及び平成30年度第一回定期監査の報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より、平成29年度の本年5月分、平成30年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び平成30年度第一回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第4点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員長（井下忠俊君） おはようございます。議会議員の研修報告をいたします。

南関町議会議長、酒見喬様。文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

委員会研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 調査事件 東京都板橋区における総合事業の概要について
2. 期 日 平成30年8月7日・9日 東京都
3. 出 席 者 西田恵介、北原浩一郎、中村正雄、立山比呂志、杉村博明、井下忠俊、立山秀喜、打越潤一、鶴地仁、橋永芳政、境田敏高、酒見喬
随行者 深浦正勝

4. 調査内容に入ります。

7日、東京都、熊本県選出の松村祥史、馬場成志、両参議院議員、野田毅衆議院議員に、第17期南関町議会議員としての挨拶を兼ね、総務産業常任委員会を中心とした要望書の提出のため、衆参議員会館を訪問。

8日、板橋区、総人口は55万人を超えており、65歳以上は12万7,000

余で、高齢化率 22.9% の板橋区においては、認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気ということを基本に、予防につながる週間、またそれに気付くことの大切さなどを中心に「元気力向上作戦」と銘打ってチェックリストを作成し、それを基に高齢者の方が住み慣れた地域で、いつまでも自立した生活が営めるようにと、一人ひとりの症状に合わせた段階でのサービスが提供されている。主なところでは、

1、G P S を使った位置検索サービスや緊急時におけるペンダントや専用通報機による受信センターへの自動通報などを中心に見守りについても充実しており、また周りから見てもわかるよう、ヘルプカード、ヘルプマーク、介護マーク等を作成し、支援しやすい環境をつくりだしている。

2、身体や生活の支援としては、有料による家事などを中心に生活支援や訪問介護、またちょっとした手伝い等にはシルバー人材センターの介入や配食サービスなども行われている。

3、住まいを整えるサービスとしては、福祉用具の貸与から転倒防止器具取付費用の助成などがある。

4、施設においては有料ホーム、軽費ホーム、デイサービス等、各種タイプがあり、希望に合ったサービスの提供が受けられている。

5、交流の場としてのサロンや、運動、食事等の口腔ケアなどの教室も充実しており、人気の教室では参加できない方も出ているそうであり、さらには家族のための講座も行われている。また、認知症の方と、その御家族の方が気軽に立ち寄れる認知症カフェも多数設置されている。

6、最後に医療に関しては、板橋区自体に各種病院が多数あり、連携もうまくとられている。また、権利擁護に関する支援や消費者被害に対する相談窓口も充実している。

平成 30 年度から本格始動した総合事業ではあるが、このように各方面からかくも充実した政策を取っているところはまだ少ないのでと思う。南関町においても始まったばかりで現在手探りの状態ではあるが、町の規模は違えども、参考にできるところは大いに取り入れ、これから南関町の福祉の充実に努めていきたいものである。

以上、報告を終わります。

○議長（酒見 喬君） 報告の第 5 点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長より、委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員長（橋永芳政君） 委員会研修報告をいたします。

南関町議会議長、酒見喬様。総務産業常任委員会委員長、橋永芳政。

1. 日 時 平成30年8月7日～9日

2. 場 所 東京参議院会館、衆議院会館

3. 出席者 橋永、打越、境田、杉村、立山秀喜、立山比呂志、酒見喬、鶴地、中村、井下、北原、西田、各議員。

随行者 佐藤町長、深浦事務局長

4. 議題及び計画

7日の日に南関町新規圃場整備事業等についての要望のために、熊本県選出の国會議員の3名の方々に、要望書の手渡しをしました。衆議院議員、野田毅様、参議院議員、馬場成志様、参議院議員、松村祥史様。南関町の基盤整備の拡大や生産基盤を拡大し、農地集約集積化につながり、高付加価値のある農業を目指している。ぜひ早期実現の熱い思いで要望をしました。早期実現が一年でも早く可能になるように、「チーム熊本で後押しを約束いたします」という返事をいただきました。

8月8日、翌日でございますが、全農東京青果センターにおきまして、農産物の市場流通の現状を視察いたしました。南関町の基幹産業は農業と位置づけている中、青果の市場流通に目を向け、販売実績200億9,300万円、JA玉名にお願いをして、研修先の依頼をいたしました。JA全農青果センターは事業実績1,537億円、仕入先、熊本経済連61億9,100万円というようなことで、4番目で熊本県のJAが、JA全農センターに位置づけをしてあります。年間を通じて、媒介取引で市場での競り市はほとんどなく、信用第一で品質と量の確保が最も重要なと話されていました。青果物のパッケージをされていたが、量販店からの注文に応じた工夫がなされていました。南関町の少量多品目の生産物があるが、農地の集積、集約化を生産基盤の拡大を図り、量を、質、量を確保し、市場の信用を得るように農家も町ももとより、よい施設をやらなければ生産地として生き残れないと感じました。

以上、報告を終わります。

-----○-----

○議長（酒見喬君） ここで、町長から挨拶の申し出があつておりますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成30年第4回南関町議会定例会において、平成29年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定、平成30年度補正予算（案）、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力を願い申し上げる次第であります。

本年は、少し早めに梅雨入りし、10日ほど早い梅雨明けでしたが、7月6日から降り続いた大雨により、九州はもとより、広島、岡山、愛媛などの西日本で記録的な集中豪雨により多くの方が亡くなられるとともに、信じがたいような被害が発生しました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地に一日も早い復旧・復興を願うものであります。

南関町においても、300件を超えるような被害報告があり、一日も早い復旧に向けて業務を進めているところであります。

また、台風19号、20号、そして21号が次々と発生し、昨日は誰もが予想していなかった北海道で震度7の地震まで発生し、全国で甚大な被害となっています。

幸いなことに、南関町は台風の進路から外れたために被害は発生しませんでしたが、これからも、局地的な集中豪雨や台風の発生などと、しっかりととした危機管理体制をとってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、そして町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

さて、国においては、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続けられておりますが、総務省による今年1月1日現在の人口動態調査でも、東京一極集中が加速する一方、九州7県を含む41都道府県で昨年より人口が減少しています。

地方創生は、知恵や工夫にかけ、空回りしているとも言われていますが、9月20日には自民党の総裁選が執行されることになっており、今後の国が目指すべき方向性や地方が生き残っていくために、地域の歴史や特色を活かす政策づくりなどについても真剣に考えてほしいと願うところであります。

現在の町の動きの中で、町民の皆様にも長く御利用いただいた「南の関 うから館」につきましては、役場庁内で検討委員会を設置し、施設全体の運営等について検討を続けてきましたが、施設を建設してから20年以上が経過しており、温泉施設の老朽化に伴う多額の改修費用が必要なことや、入場者数が開館当初に比べると約半数に減少していることなどから、今後も引き続き温泉施設として運営していくためには、町の財政全体に大きな負担となることが考えられます。

また、町民の皆さんのお利用割合も約20%であるため、もっと多くの方に御利用いただけるような施設として活用できればと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、多くの方の御意見や知恵をいただきたいと思います。

次に、南関町役場等の建設を含めたコンパクトシティ構想については、現在、庁舎等の実施設計、進入道路の測量設計を発注しており、防災施設等の整備も進めいくこととしております。

また、体育館や武道場など、今回の整備計画では必要としない建物等については、解体工事の請負契約を議会で承認いただいてから取りかかる計画であります。

本計画では、町役場、公民館だけではなく、公共施設や住民サービスの向上につながるような施設を集約するとともに、先ほどお話ししました「うから館」の活用も含めたまちづくりの拠点となるようなコンパクトシティ構想とした町のシンボルとして、町の将来が開けるようなものにしていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様方の御意見等をいただければと思います。

地方創生拠点整備交付金を活用し建設した加工品開発センターは、既に利用が始まっていますが、何種類かの新しい加工品も出来上がり一部販売もされておりますが、まだまだ利用が多いとは言えないような状況ですので、多くの町民の皆様や事業所にも活用いただき、6次産業化も含めて、更なる推進が図られるようにしたいと考えております。

本定例会では、平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定でも提案させていただきますが、平成29年度の南関町の町税収入額が初めて12億円を突破し過去最高額となりました。

このことは、企業誘致や農業政策、定住対策、子育て支援など、これまでの継続した長い取り組みと町民の皆様の頑張りが税収増につながったものであると思います。

今後も、この数値に満足することなく、町、議会が一体となって誇れるまちづくりに努めて参りたいと考えております。

町の明るい話題としては、皆様御存じのとおり、南関町出身の女子プロゴルファー大里桃子さん（20歳）がプロテスト合格から23日目という歴代最短の記録でツアー初優勝を飾られました。

町では、既にお祝いの垂れ幕などを町役場と南関中の進入道路に設置し、広く周知しているところであり、今後ますますの活躍を願うとともに、町を挙げて応援していきたいと考えております。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが1件、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定についてが1件、南関町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてのほか条例の一部改正についてが1件、南関町南の関うから館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてが1件、平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定のほか、各特別会計の歳入歳出決算認定についてが7件、平成30年度一般会計補正予算のほか各特別会計の補正予算が4件、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてが1件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、介護保険費の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,060万2,000円、農地等災害復旧費の現年災3億930万円、河川等災害復旧費の現年災1億6,700万円、庁舎等建設費の管理業務委託料1,660万円、同じく施設整備工事1億4,540万円などを増額し、一般会計の総額を68億4,458万4,000円としているところであります。

ご審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（酒見喬君） お諮りします。

日程第4、報告第4号から日程第23、議案第62号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、報告第4号から日程第23、議案第62号までの議案を一括上程することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 4 報告第 4 号 平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第 5 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成30年度南関町一般会計補正予算（第2号））

日程第 6 議案第45号 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定について

日程第 7 議案第46号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第47号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第48号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第10 議案第49号 平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第50号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第51号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第52号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第53号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第15 議案第54号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第55号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第56号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第57号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第58号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第59号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第21 議案第60号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第61号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第23 議案第62号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付しております。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） おはようございます。

報告第4号、平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条におきまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びにその税の基礎となる事項を記載

した書類を監査委員の意見審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。

次のページを御覧ください。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が8,964万5,000円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めました実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。

また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.0%でございます。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますが、早期健全化基準35.0%に対しまして、当町の将来負担比率はございませんでした。

なお、監査委員の意見書は次のページに添付のとおり、特に指摘すべき事項はないということでございます。

以上、報告いたします。

続きまして、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めるについて、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度南関町一般会計補正予算（第2号）を、平成30年7月27日に専決第6号として処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度南関町一般会計補正予算書（第2号）で御説明いたしますので、開けていただきますようお願いいたします。

今回の補正につきましては、7月6日、7日に発生しました豪雨災害に伴うものでございます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,720万9,000円しております。

2ページをお開きください。歳入についての補正額の一覧でございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金に4,500万円を追加しまして3億7,508万9,000円とし、予算総額を3億8,670万4,000円といたしております。歳入合計は補正前の額に4,500万円を追加いたしまして、歳入合計を61億3,720万9,000円といたしております。

次に3ページは、歳出についての補正額の一覧でございます。

7款土木費は、1項土木管理費に89万9,000円を追加して9,382万3,000円とし、予算総額を11億733万7,000円といたしております。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に2,624万5,000円を追加し3,274万5,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に1,862万円を追加し1,862万1,000円とし、予算総額を5,136万6,000円といたしております。

12款予備費は、1項予備費を76万4,000円減額して1,139万3,000円といたしております。

補正前の歳出合計に4,500万円を追加して、歳出合計を61億3,720万9,000円といたしております。

次に6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

18款基金繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節同じく財政調整基金繰入金に財源といたしまして4,500万円を追加いたしております。

7ページを御覧ください。歳出でございます。

一番上の7款土木費、1項1目土木総務費、3節職員手当等は時間外勤務手当89万9,000円を追加しております。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目の13節委託料に2,574万8,000円、2目林業施設災害復旧費は49万7,000円をそれぞれ測量設計委託料として追加しております。

次の2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費は、13節委託料に測量設計委託料として1,862万円を追加しております。

以上で、報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第45号議案、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

本年7月6日からの台風前線豪雨災害は、主に西日本地域において発生しました災害の甚大さから、激甚災害に指定されております。町内でも多くの災害が発生し、災害復旧事業として取り組みを行っているところでございます。その中で、住宅建設の斜面が崩落した箇所があり、県に報告、相談をいたしましたところ、国土交通省の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に申請できる見込みとなりましたので、今回分担金徴収条例を制定するものでございます。

この事業は、激甚災害において高さ5メートル以上の自然崖が崩落し、2戸以上

の住宅に危険が及ぶ見込みがあり、事業費が600万円以上かかることが要件で、用地については無償提供が求められます。補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1で残りが町負担でございます。町負担分の財源としましては起債が認められており、9割を起債とし、残り1割を受益者分担金にすることいたしております。

なお、この起債の交付税算定率は5割を見込んでいるところです。

それでは、次のページの条例の御説明をいたします。

まず、第1条で目的を定めております。

第2条では、分担金の額を定めており、補助金を控除した残額を受益者分担金とすることいたしております。

また、第3条では、町の起債額も控除することができるといったしております。

第4条では、分担金の徴収について。

第5条については、分担金の減免について定めております。

なお、当該事業の実施にあたりましては、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要項を定め、実施することいたします。

以上で、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定についての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第46号議案、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、関係します条例の一部を改正する必要があるためござります。

次のページをお開きください。南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、放課後児童支援員の基礎資格を、これまで学校教育法の規定により学校の教育なる資格を有するものと規定していたところ、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正したもので、つまり、教員免許の更新の有無は問わず、免許状を有する者であればこれを可とするものでございます。

また、放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験、具体的には

5年以上放課後児童健全育成事業の実務経験があり、かつ町長が適當と認めた者に対象を拡大するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第47号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、関係します条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の改正では、第6条の保育所等との連携を規定したものにおいて、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合には、要件を満たせば必ずしも保育所、または認定こども園との連携にかかわらず、小規模保育事業者または同等の能力を有すると町が認める者、それぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保したことに代えることができるとしたものでございます。

次に、第16条の食事の提供の特例を規定したものにおいて、食事の提供及び外部搬入に関して、家庭的保育事業では個人事業主が約8割を占めることから、関連法人がないために連携施設や同一または関連法人が運営する事業所及び共同調理場以外の条件を満たす事業者からの搬入を可能としたもので、さらに附則第2条において、家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年としたものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第48号議案、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を行います。

南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由としまして、現行の南の関うから館の利用見直しに伴い、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する必要があるためございます。

次のページを御覧ください。附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） それでは、第49号議案、平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第56号議案、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を、一括して御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付さなければならないため御提案するものでございます。

お手元にお配りしております決算認定用説明資料の平成29年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で御説明いたします。

最初に、説明資料の決算総括表を御覧ください。

一般会計歳入歳出決算と、7件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の一番下の行の合計欄、B列の歳入決算額100億5,386万3,826円、C列の歳出決算額97億9,706万8,574円、D列の差引残額は2億5,679万5,252円となり、前年度に対して820万2,137円、3.3%の増となる形式収支額となっております。

まず、第49号議案、平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は72億4,782万9,000円、B列の歳入決算額64億2,134万5,058円、C列の歳出決算額は63億2,194万581円で、D列の差引残額は9,940万4,477円となります。前年度に対して11.4%の減となっております。F列の翌年度へ繰り越すべき財源としての975万9,953円を差し引いたG列の実質収支額は8,964万4,524円です。同額を純繰越金として平成30年度に繰り越しており、前年度と比較しますと463万4,603円、4.9%の減となっております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としては7億2,446万2,677円です。主なものとしまして、民生費の介護基盤緊急整備特別対策事業、土木費の社会資本整備総合交付金事業、地域振興対策事業、災害復旧費の農地等災害復旧事業、河川等災害復旧事業等でございま

す。また、不納欠損額は町税、児童福祉費負担金の242万5,440円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページを御覧ください。

まず、1ページから3ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額64億2,134万5,058円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず10款地方交付税18億4,188万9,000円、28.7%、1款町税12億807万8,020円、18.8%です。14款国庫支出金10億2,579万8,894円、16%、続きまして21款町債6億4,680万2,000円、10.1%、15款県支出金7億2,101万4,918円、11.2%などとなっております。

4ページから6ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額63億2,194万581円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順に、まず3款民生費17億6,566万4,902円、27.9%、7款土木費9億5,639万3,727円、15.1%、2款総務費8億2,757万5,770円、13.1%、11款公債費6億3,750万9,649円、10.1%、4款衛生費4億7,782万6,598円、7.5%、9款教育費4億2,945万2,862円、6.8%などとなっております。前年度と比較いたしますと、歳入が2億5,277万7,791円、4.1%の増、歳出が2億6,552万1,441円、4.4%の増です。歳入では、ふるさと南関応援給付金が1億503万1,001円、歳出で平成28年度からの繰り越し事業を含む社会資本整備総合交付金事業費の2億6,784万3,508円、地域振興対策事業費の3億7,288万5,870円、災害復旧費3億8,640万6,298円、農林水産業費の農産物加工品開発センター建設事業費の1億2,732万6,758円、教育費の屋内運動場、吊り天井耐震対策工事費として6,886万9,170円などが主なものでございました。

続きまして、決算総括表を御覧ください。

次に、第50号議案、平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は17億1,357万7,000円、B列の歳入決算額で17億2,496万9,691円、C列の歳出決算額は16億3,709万4,912円で、D列の差引残額は8,787万4,779円となります。同額を繰越金としまして、平成30年度に繰り越しております。前年度と比較しまして1,471万4,126円、20.1%の増となっております。また、不納欠損額といたしまして、国民健康保険税381万2,208円を不納欠損処理しております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから5ページを御覧くださ

い。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額17億2,496万9,691円の構成比率は、大きい順に3款国庫支出金4億4,230万697円、25.6%、7款共同事業交付金4億1,082万3,678円、23.8%、5款前期高齢者交付金3億7,399万1,831円、21.7%、1款国民健康保険料2億2,546万704円、13.1%などでございます。前年度との比較では、前期高齢者交付金の増などによりまして1,593万6,371円、0.9%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額16億3,709万4,912円の構成比率につきましては、大きい順に、2款保険給付費10億5,517万8円、64.5%、7款共同事業拠出金3億5,611万7,768円、21.8%、3款後期高齢者支援金等1億3,900万2,266円、8.5%などとなっており、前年度との比較では、共同事業拠出金の増などによりまして、122万2,245円、0.1%の増となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者による決算報告の途中でした。第51号議案からの説明をお願いします。

会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） それでは、休憩前に引き続きまして説明を申し上げます。

第51号議案、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は2億45万9,000円、B列の歳入決算額は1億7,233万7,900円、C列の歳出決算額は1億6,307万7,900円で、D列の差引残額は926万円となります。同額翌年度へ繰り越しております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としては3,594万円で、これは2款事業費の公共下水道建設事業費でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億7,233万7,

900円の構成比率は、2款繰入金1億2,048万4,893円、69.9%、7款使用料及び手数料3,146万4,170円、18.3%などとなっており、前年度と比較しますと国庫補助金、町債などの増により1,592万7,719円、10.2%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億6,307万7,900円の構成比率につきましては、3款公債費7,036万4,458円、43.1%、1款総務費6,619万812円、40.6%、2款事業費2,652万2,630円、16.3%となっており、前年度と比較しますと事業費の増などによりまして666万7,719円、4.3%の増となっております。

続きまして、決算総括表をお願いします。

次に、第52号議案、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は461万円、B列の歳入決算額437万9,057円、C列の歳出決算額の437万9,057円の同額となり、D列の差引残額はゼロ円となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額437万9,057円の構成比率につきましては、5款繰入金296万3,767円、67.7%、2款使用料及び手数料141万5,290円、32.3%となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額437万9,057円の構成比率につきましては、1款総務費255万8,227円、58.4%、3款公債費182万830円、41.6%でございます。前年度と比較しまして、総務費の増に伴う繰入金の増額により歳入歳出それぞれ7万8,095円、1.8%の増となっております。

続きまして、決算総括表をお願いします。

次に、第53号議案、平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は14億8,697万3,000円、B列歳入決算額で14億8,020万1,537円、C列歳出決算額は14億2,049万773円で、D列の差引残額は5,971万764円となります。同額を繰越金として平成30年度に繰り越しております。前年度と比較しまして293万9,439円、4.7%の減となっております。不納欠損額といたしまして、介護保険料66万2,455円を不納欠損処理しております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億8,020万1,537円の構成比率につきましては、大きい順に3款国庫支出金4億171万3,392円、27.1%、4款支払基金交付金3億8,508万8,000円、26.0%、1款保険料2億3,206万6,744円、15.7%、5款県支出金2億89万8,357円、13.6%、7款繰入金1億9,172万9,444円、13.0%などとなっております。前年度と比較しますと、国庫支出金や支払基金、交付金の増などによりまして3,841万3,249円、2.7%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額14億2,049万773円の構成比率につきましては、2款保険給付費13億4,289万8,332円、94.5%、4款地域支援事業費4,773万3,714円、3.4%などとなっております。前年度と比較しますと、保険給付費の増などによりまして4,135万2,688円の3.0%の増でございます。

続きまして、決算総括表をお願いします。

次に、第54号議案、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は1億568万5,000円、B列歳入決算額で1億465万3,056円、C列歳出決算額も1億465万3,056円の同額となり、D列の差引残額はゼロ円となり繰越額はございません。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億465万3,056円の構成比率につきましては、大きい順に2款使用料及び手数料3,216万9,300円、30.7%、5款繰入金3,028万742円、28.9%、8款町債2,570万円、24.6%などとなっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億465万3,056円の構成比率につきましては、大きい順に2款事業費4,622万8,898円、44.2%、1款総務費3,854万2,598円、36.8%、3款公債費1,988万1,560円、19.0%でございます。前年度と比較しますと、歳入では国庫支出金、繰入金の減などにより、また歳出では事業費の減などによりまして、歳入歳出それぞれ980万3,528円、8.6%の減となっております。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第55号議案、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は1億2,723万6,000円、B列歳入決算額で1億2,677万7,597円、C列歳出決算額は1億2,623万

2,365円で、D列の差引残額は54万5,232円となり、同額を繰越金として平成30年度へ繰り越しをしております。前年度との比較では8万8,900円、14.0%の減となっております。不納欠損額といたしまして、後期高齢者医療保険料2万2,900円を不納欠損処理をしております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億2,677万7,597円の構成比率につきましては、1款後期高齢者医療保険料7,363万6,200円、58.1%、3款繰入金5,249万5,265円、41.4%などとなっております。前年度と比較しまして、後期高齢者医療保険料の増などによりまして146万8,992円、1.2%の増でございます。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億2,623万2,365円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,589万3,345円、99.7%、1款総務費33万9,020円、0.3%となっており、前年度と比較しまして、広域連合納付金の増などによりまして155万7,892円、1.2%の増となっております。

決算総括表をお願いいたします。

最後に、第56号議案、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございます。総括表のA列歳入歳出予算額は1,920万円、B列歳入決算額で1,919万9,930円、C列の歳出決算額も同額の1,919万9,930円で、差引残額はゼロ円です。繰越額はございません。

続きまして、宅地分譲事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1,919万9,930円につきましては、1款1項財産売り払い収入でグリーンヒル二城、6区画分の売却分でございます。前年度と比較しまして996万4,600円、7.9%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1,919万9,930円は、1款事業費で前年度と比較しまして、1款1項宅地分譲事業費の増によりまして、歳入と同じく996万4,600円、7.9%の増となっております。

以上、第49号議案から第56号議案まで説明をしましたが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査員の審査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第57号議案、平成30年度南関町一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億737万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,458万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。9款地方特例交付金は、1項地方特例交付金に214万円を追加して444万円とするものでございます。

10款地方交付税は、1項地方交付税を629万9,000円減額して17億9,370万1,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金は、1項分担金に225万5,000円を追加して518万5,000円とし、予算総額を5,969万9,000円とするものでございます。

14款国庫支出金は、1項国庫負担金に1億1,138万9,000円を追加して、5億2,065万3,000円とし、2項国庫補助金に8,037万8,000円を追加して4億8,667万1,000円とし、予算総額を10億1,415万5,000円とするものでございます。

15款県支出金は、2項県補助金に3億598万円を追加して5億968万9,000円とし、3項県委託金に3万1,000円を追加して1,514万6,000円とし、予算総額を7億8,066万9,000円とするものでございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金に2,500万円を追加して4億8万9,000円とし、予算総額を4億1,170万4,000円とするものでございます。

19款繰越金は、1項繰越金を1,035万6,000円減額し8,964万4,000円とするものでございます。

20款諸収入は、4項雑入に1,727万8,000円を追加して4,554万5,000円とするもので、予算総額を5,855万7,000円とするものでございます。

21款町債は、1項町債に1億7,957万9,000円を追加して9億9,767万9,000円とするものでございます。

歳入合計は補正前の61億3,720万9,000円に、補正額7億737万5,000円を追加して68億4,458万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費は、1項総務管理

費に1億7,094万6,000円を追加して10億2,494万1,000円とし、2項徴税費を70万円減額して9,330万1,000円とし、3項戸籍住民台帳費に37万8,000円を追加して2,924万9,000円とし、4項選挙費に8万4,000円を追加して798万円とし、5項統計調査費に1万7,000円を追加して485万6,000円とし、予算総額を11億6,162万円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費に2,624万7,000円を追加して12億3,806万円とし、2項児童福祉費に32万4,000円を追加し5億2,507万6,000円とし、予算総額を17億6,313万6,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費に2万円を追加して2億5,989万1,000円とし、予算総額を4億8,861万7,000円とするものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費に927万6,000円を追加して2億6,900万4,000円とし、2項林業費に185万3,000円を追加し2,484万4,000円とし、予算総額を2億9,384万8,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費を100万1,000円減額して9,853万9,000円とするものでございます。

7款土木費は、1項土木管理費に27万3,000円を追加して9,409万6,000円とし、2項道路橋梁費に548万円を追加して7億8,197万8,000円とし、3項河川費に350万円を追加して2,796万5,000円とし、4項住宅費に83万8,000円を追加して5,686万9,000円とし、5項下水道費を51万5,000円減額して1億2,578万2,000円とし、予算総額を11億1,691万3,000円とするものでございます。

8款消防費は、1項消防費に40万5,000円を追加して2億2,468万5,000円とするものでございます。6,000円とするものでございます。すみませんでした。

9款教育費は、1項教育総務費に432万8,000円を追加して5,416万6,000円とし、4ページをお開きください。2項小学校費に59万2,000円を追加して1億1,643万5,000円とし、4項社会教育費に35万2,000円を追加して1億1,085万7,000円とし、5項保健体育費に1万円を追加して7,772万7,000円とし、予算総額を4億407万7,000円とするものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に3億1,570万円を追加して3億4,844万5,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に1億6,700万円を追加して1億8,562万1,000円とし、予算総額を5億3,406

万6,000円とするものでございます。

12款予備費は、1項予備費に196万8,000円を追加して1,336万1,000円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の61億3,720万9,000円に補正額7億737万5,000円を追加し68億4,458万4,000円とするものでございます。

次の5ページ、第2表は繰越明許費でございます。2款総務費1項総務管理費は、庁舎等建設事業を1億384万円繰り越すもので、防災広場等の整備に係るものでございます。

次に、6ページをお開きください。第3表地方債の補正でございます。

まず、追加でございます。災害復旧事業を追加して、限度額を8,610万円とするものでございます。

次に、変更でございます。消防防災施設整備事業の限度額を8,040万円追加して9,030万円とし、庁舎等建設事業の限度額を450万円追加して1億9,030万円とし、臨時財政対策を857万9,000円追加して1億5,357万9,000円とするものでございます。

7ページと8ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

9ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。

9ページの2段目、10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は、今年度の額の決定によりまして629万9,000円を減額するものでございます。

次に4段目、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金の1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金1億1,138万9,000円を現年災分として追加するものでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、1節に社会資本整備総合交付金等8,037万8,000円を追加するものでございます。

10ページをお開きください。一番上の15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として2,060万2,000円を追加するものでございます。二つ飛ばしまして、9目の災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費県補助金は現年災として2億8,157万円を追加するもので、本年度7月の豪雨災害に伴うものでございます。

次の11ページを御覧ください。上の18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1節財政調整基金繰入金に2,500万円を追加するもので、財源を補うためのものでございます。

一番下の21款町債は、6目消防債の1節消防施設整備事業債は8,040万円

を追加して、防災広場整備等の財源に充てるものでございます。7目災害復旧費は1節農林水産施設災害復旧費に3,050万円を、2節公共土木施設災害復旧費に5,560万円を追加するものでございます。

歳入は終わりまして、次に13ページをお願いいたします。歳出の内訳でございます。2節給料、3節職員手当等は、8月に1名異動がございましたので、それに伴うものが主でございます。それでは主なものを御説明いたします。

2款1項1目一般管理費の13節、右真ん中ぐらいですが委託料、13節委託料、例規整備等支援業務委託料として172万8,000円を追加するものでございます。

次の14ページをお願いします。上の19目庁舎等建設費、13節委託料は2,197万9,000円を追加するもので、管理業務委託料1,660万円、新庁舎の通信設備設計業務委託料537万9,000円でございます。

次に、1ページ飛ばしまして16ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費の19節負担金、補助及び交付金に歳入でもございました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、介護予防拠点整備事業4カ所分2,060万2,000円を追加するものでございます。

次の17ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費の19節836万8,000円を追加するもので、農業用施設改良費補助金820万円、耕作放棄地解消事業補助金16万8,000円でございます。

次の5款2項林業費の2目林業振興費、11節需用費に183万6,000円を追加するもので、大津山公園、木製橋4基の修繕費でございます。

18ページをお願いいたします。中ほどの7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、15節工事請負費に維持工事として500万円を追加しております。次に3項河川費の3目河川維持費は、15節工事費と同じく維持工事といたしまして350万円を追加するものでございます。

一つ飛ばしまして20ページをお開きください。一番下、10款災害復旧費は、7月の豪雨災害に関するもので、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の15節工事請負費に3億930万円、2目林業施設災害復旧費の15節工事請負費に640万円、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費の15節工事費に1億6,700万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第58号議案、平成30年度南関町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,787万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,921万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。8款繰越金、1項繰越金に8,787万2,000円追加し8,787万4,000円とし、歳入合計補正額8,787万2,000円を追加し、歳入合計15億2,921万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。5款保険事業費、1項特定健康診査等事業費に9,000円を追加し1,078万5,000円とし、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に2,326万5,000円を追加し2,436万8,000円とし、9款予備費、1項予備費に6,459万8,000円を追加し9,263万円とし、歳出合計補正額8,787万2,000円を追加して、歳出合計15億2,921万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。8款1項1目療養給付費交付金繰越金、1節69万円を追加するもので、退職被保険者医療費分でございます。

次に、8款1項2目繰越金、1節8,718万2,000円を追加するもので、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。5款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費、9節旅費9,000円を追加するもので、保健師等の普通旅費でございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料に2,326万5,000円を追加するもので、内訳としましては、療養給付費交付金返還金69万1,000円、療養給付費等負担金返還金2,248万5,000円、特定健診保健指導負担金返還金8万9,000円でございます。

最後に、9款1項1目予備費6,459万8,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第59号議案、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を追加し、それぞれ総額を1億8,139万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。1款国庫支出金は、1項国庫補助金に72万5,000円を追加して922万5,000円とするものでございます。

2款繰入金は、1項一般会計繰入金を51万5,000円減額して1億2,578万2,000円とするものでございます。

歳入合計は、補正前の額に21万円を追加して1億8,139万9,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に12万円を追加して6,833万7,000円とするものでございます。

2款事業費は、1項公共下水道事業費に9万円を追加して4,547万3,000円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の額に22万1,000円を追加して1億8,139万9,000円とするものでございます。21万円を追加して1億8,139万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての御説明でございます。1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道費国庫補助金に72万5,000円を追加しております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金を51万5,000円減額いたしております。

7ページは歳出でございます。1款総務費については、1項一般管理費、1目一般管理費の11節需用費に2万円を追加するものでございます。消耗品費でございます。また、2目浄化センター管理費は、11節需用費の修繕費に10万円を追加するものでございます。浄化センター管理道路の法面の修繕に要するものでございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費の1目公共下水道建設費は、4目共済費に1万円を追加しております。職員共済組合負担金でございます。また11節需用費に8万円を追加しております。里道に埋設しました環境保護のための修繕費でございます。

以上で南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第60号議案、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,909万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,76

4万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金を61万9,000円減額し、1億9,581万8,000円とし、失礼しました。1億9,581万3,000円とし、8款繰越金、1項繰越金に4,971万円を追加し5,971万円とし、歳入合計補正額4,909万1,000円を追加し、歳入合計14億8,764万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に10万1,000円を追加し474万9,000円とし、4款地域支援事業費、4項居宅介護支援事業費に1万5,000円を追加し442万4,000円とするものでございます。

次に、8款予備費、1項予備費に4,897万5,000円を追加し5,898万5,000円とし、歳出合計補正額4,909万1,000円を追加し、歳出合計14億8,764万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。7款1項5目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金61万9,000円を減額するもので、事務費繰入分でございます。

8款1項1目繰越金、1節繰越金4,971万円を追加するもので、確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費に10万1,000円を追加するもので、法改正に伴う追録代等の事務用品等でございます。

4款地域支援事業費、4項1目居宅介護支援事業費、11節需用費に1万5,000円を追加するもので、図書購入費でございます。

最後に、8款1項1目予備費4,897万5,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、第61号議案、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,403万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金に54万4,000円を追加し54万5,000円とし、歳入合計補正額54万4,000

0円を追加し、歳入合計1億3,403万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。4款予備費、1項予備費に54万4,000円を追加し55万円とし、歳出合計補正額54万4,000円を追加し、歳出合計1億3,403万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款1項1目繰越金、1節繰越金54万4,000円を追加するもので、確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。4款1項1目予備費54万4,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、第62号議案、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第7条1項において、広域連合の議会の議員の定数を現行32人から45人に改正するものでございます。これは広域連合を構成している全ての市町村の住民の意見が制度に反映できるよう、各市町村から1名の選出とし、45名へ改正するものでございます。併せて、議員定数の改正に伴い、同条第2項で構成内容を改正するものでございます。

また、第8条で議員選出の方法についても、各市町村議会から広域連合議会議員を選出する方法へと改正するものでございます。広域連合議員の任期を規定した第9条第1項において、現行は2年となっているものを、当該構成市町村の長または議会の議員としての任期によるものと改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） ここで、昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第24 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第24、一般質問を行います。

発言の通告がございますので、順次発言を許します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。今回はですね、先に通告しておりました町の地域循環型経済についてです。聞きなれない言葉ですが、平たく言えば、町のお金は町内で回すというものです。それでは質問に移ります。

今、町は総務省の地域経済循環創造事業の竹林・竹材の有効活用を図る事業を町が申請し、事業主体はバンブーフロンティアですが、総務省からの補助を受け事業を取り組んでおります。また、最近では地元で産出される様々な農産物を活用し、新しい加工品の開発を行い、農業所得の向上、就業の確保に向けた加工品開発センターが設置され、地域循環経済に向けた取り組みが執り行われております。この取り組みに対して、町長の熱意はすばらしいものを感じます。南関町の経済や住民の暮らしを支え、将来にわたって安心して生活できるのは、町に根差しながら活動している中小企業、小規模事業者、農家、金融機関等です。町内のお金や投資は地域に繰り返しほとく、地域で循環していく仕組みができていれば、仕事も増え所得も生まれ出されます。この所得は、南関町の税収源にもなります。ここで大事なのは、町が中心となって、町のお金は町内で使い外に出さない、町の品物が高くても町で買うなどの地域内経済循環を構築することこそが最も重要となっています。この仕組みを維持するための一つとして、町が中小企業者と一緒に地域づくりを進める、中小企業振興基本条例です。今年5月現在で45都道府県、289市町村が策定されております。平成26年の6月に、地域経済を下支え、地域貢献をしてきた小規模事業者にとって画期的な小規模基本法ができました。成立しました。これにより、国、県、市町村は小規模企業の振興策をつくり、実行していく責務を負うことになりました。この基本条例の策定は町の活性化を生み、さらなる経済循環にもなります。ひいては定住、人口増にもつながるはずです。

そこで、平成27年の6月の議会の一般質問で、町の取り組みを尋ねましたところ、当時のまちづくり課長は「確かに小規模企業振興基本法が設定されています。その中で地方公共団体の責務ということで、小規模企業の振興に関し、国と適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域を自然的、経済的、社会的条件に応じ

た施策を策定し、及び実施する責務を有することとなっております。ただ、町のほうでは、まだそこまでの体制はとっていない」との報告でした。

また、平成28年9月、町長の答弁では、「現在条例化は行っていないが、これまでの経緯、それからこれから将来の動きなどを見て、内容を検討しながら必要と判断したときには取り組みたいと考えている」との答弁でした。

あれから2年経過します。担当課長も代わりましたが、申し送りもなされているはずです。どのようになされているのか、また進んでいるのか、そこで①の小規模企業振興基本法の取り組みについて尋ねます。

次に、町は町内経済への活性化を図るため、いくつかの施策を行っております。定住住宅取得等補助金もその一つです。また、町の小規模事業者の登録業者には積極的に活用し、受注機会を拡大するとともに、町内の活性化を図るため、一つの工事金額30万円以下を発注しております。平成23年に始まりました。当初は50万円の発注でしたが、24年度は52万、25年度は93万と右肩上がりでした。しかし、26年度では2件で27万に落ちています。この平成26年度では、受注機会の拡大、町の活性化は図れたのか。町長は少ない件数でこの金額はとても驚いたと答弁されています。地元業者の受注は、町の経済振興にもなります。特に末端で働く業者にとっては死活問題です。そこで、町内経済の活性化に寄与することを目的とした小規模工事登録業者の現状と課題を尋ねます。

最後に、町では先ほども言いましたが、本町の人口増加と若者の定住化による活力あるまちづくりを推進し、自治会及び町内経済の活性化を図るため、住宅の取得を行う者に対し、町が定住住宅取得補助金を交付しています。住宅リフォームは多産への波及効果は工事高の1.55倍の経済効果があると言われております。以前からも言っていますが、一歩踏み込んだ空き家・住宅・店舗リフォーム助成を進めてはどうかと町長にお伺いしております。空き家対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に施行され、空き家の活用に向けて様々な補助金が設けられています。町内経済の活性を図る「空き家・住宅・店舗リフォーム助成」の取り組みを尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田議員の「町の地域循環型経済について、地域社会を担う特に中小規模業者の地域経済振興の現状と課題を尋ねる。」との質問にお答えいたします。

まず①の「小規模企業振興基本法の取り組みについて尋ねる。」について、お答

えします。

小規模企業振興基本法につきましては、平成26年6月20日に成立し、6月27日に交付されております。

法律の趣旨としましては、全国には385万の中小企業があり、その中でも9割を占める中小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて貴重な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限発揮させることが必要不可欠ですが、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しております、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えております。

小規模企業振興基本法は、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、新たな施策体系を構築するものとされておりまして、半世紀にわたり小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が経営発達支援計画を作成し国が認定、公表するとされておりまして、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援するための体制を調整するとされております。

小規模振興基本法に関する取り組みにつきまして、町商工会に問い合わせを行いましたところ、熊本県内に49の商工会組織があり16組織で国の認定を受けられているということありました。

町商工会でも本年11月に九州経済産業局へ経営発達支援計画を提出される計画で進められており、その可否につきましては3月に結果が出るとのことであります。

また、本年5月16日に開催されました南関町商工会通常総会において、平成30年度事業計画に、経営発達支援計画に伴う事業を提案されておりまして、総会におきまして承認されているところです。

自治体にとっては、この法律の理念を条例化したところもございますが、町としましては、2年前の答弁と同じになりますが、これまでの経緯、今後の商工会を含めた取り組み、動き、必要性等と照らし合わせながら、判断したいと思っております。

次に、②の「町内経済の活性化に寄与することを目的とした小規模工事登録業者の現状と課題を尋ねる。」につきましては、現在、町が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕等を積極的に業者選定の対象にすることにより、町内業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的として、契約金額が30万以下で内容が軽易な修繕、工事等の受注・施工を希望する方を登録する「南関町小規模工事等契約希望者登録制度」を設けて運用しているところであり

ます。

これにつきましても2年前の一般質問で同様の質問をされており、今後もより一層制度の活性化に努めてまいりたいとお答えしたところあります。

その後につきましては、現在も当初予算における見積もりも小規模事業者に依頼するよう周知を行っておりますし、副町長から担当課に対しまして、活用できる事業については積極的な活用に努めるよう、適時話をされているところであります、金額も伸びてきているところであります。

今後も制度の目的に沿って、各関係課には、今まで以上に発注時の徹底を図り、活性化に努めたいと思っております。

最後に、③の「町内経済の活性化を図る「空き家・住宅・店舗リフォーム助成」の取り組みを尋ねる。」にお答えします。

住宅等のリフォーム助成につきましては、平成23年3月16日訓令第9号において、南関町定住住宅取得補助金交付要綱を制定し、本要綱に基づき「第2期住んでよかったプロジェクト推進事業」に取り組んでおります現在も、リフォーム助成補助金を交付しております。

これまで多くの世帯がリフォーム補助金を活用されておりまして、これまでリフォームを行われました半数以上が町内の登録事業者を活用し、加算金の交付を受けられております。リフォーム請負金額も100万円代から1,000万円を超えるものまであり、この補助金がきっかけとなり町内事業者を活用しリフォームを行われた方も多いようです。

また、本補助金を活用されリフォームを行われた方の多くが、これまでの実績から町外からの転入者ということもありまして、町外から転入され定住につながっているという成果も出ております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 私からは、小規模事業の登録者につきまして、二つ目の質問につきまして答弁させていただきます。

私からは、希望者の登録数と実績の3年間の推移についてお答えいたします。

まず、登録数ですが、有効期限が2年となっておりますので、平成25年、26年度が14件、27・28年度も14件、29・30年度は11件となっております。

実績につきましては、平成27年度が修繕2件で45,360円、平成28年度

が修繕18件で122万9,303円、平成29年度が修繕17件で126万2,170円、平成30年度は、8月末現在で、修繕6件59万1,646円と伸びてきているところでございます。

今後につきましては、町長答弁にありましたように、各関係課に対しまして、今以上に発注時の徹底を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 私からは、平成27年度以降のリフォーム補助金交付実績を申し上げます。

平成27年度は、リフォーム件数6件で147万1,000円の補助金を交付しております。登録事業者を活用された加算が6件中5件あります、122万7,000円を交付しております。また、6件中2件が転入者でした。

平成28年度は、リフォーム件数2件で50万円の補助金を交付しております、2件とも登録事業者を活用されており加算金額が47万8,000円でした。また、2件中1件が転入者でした。

平成29年度は、リフォーム件数5件で120万5,000円の補助金を交付しております、登録事業者を活用された加算が5件中3件あります、60万2,000円を交付しております。5件中3件が転入者でした。

平成23年度、住んでよかったですプロジェクトが始まりました当初から、26年度までのリフォーム件数が登録事業者加算数を申しますと、リフォーム件数が22件あります、22件中10件が登録事業者を活用されております。また、22件中14件が転入者という実績でした。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんね。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ①の小規模基本法ですけど、先ほど町長の答弁でも言わましたが、新たな施策体系の構想もうたってあります。商工会のほうは、なんか計画を取り進んでいると言われましたが、町ではまだ2年前と同じで、まだまだ必要性を考えて、必要性が出た場合はするということで、2年前と同じようなことを言われましたけれども、私はやはり必要性を感じておりますのでここで再質問をいたします。

まず、私たちの町はですね、いつも言われます基幹産業はやはり農業です。小規模も今回言っておりますけど、私も農業のほうもその中に入ると思って、あえて私は農業を入れました。やはり農業は食える、稼げる農業をするために、これは圃場

整備がなくてはなりません。現時点での圃場整備率は水田で36.6%、水田で18.7%と低率です。一日でも早く圃場率を上げるように、私たち全議員で、また町長も共に、先月のはじめ国会に要望に行ってまいりました。我が町の大半を占める中小規模業者、農業がやはり今以上に成長し輝ける町にしなくてはなりません。中小規模業者または農業が、やはり地域にですよ、しっかり根差さなければ将来はありません。また、地域あっての、やはり農業、中小事業業者です。この農業、中小規模業者が破綻すれば地域は崩壊します。そうなれば人口流出、人口減少になり、自治体の危機に面します。消滅自治体で、これを打開するためには、やはり町の役割は不可欠であります。改めてやはり農業、中小規模業者は、地域産業の担い手、根幹であることをやはり確認すべきで、そのためにはやはり現状の把握は大事ですけど、平成28年の9月に一般質問でこの小規模事業者数ですね。これは経済センサスですけど、南関町の全産業の事業所数で469事業所、その中にやはり国や地方公共団体への数が26含まれているので、443事業所との答弁でした。また、この事業所の規模の分類では、5人未満の事業者が292業者、5人から9人までの事業者が63事業者、10人以上の事業者ですね、88とのことでした。今、443の事業者のうち、やはり65%が5人未満ということになりますが、現在の推移はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 一応、数については商工会のほうに確認をとりまして、商工業者数が412事業所、中小企業と位置づけられる事業所は66事業所、小規模事業所は346事業所ということでした。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） あんまり変わっていないということですね。その中でですよ、個人事業所の経営者の手取りですね、これは今どこでもやっぱり全国的に言われてますけど、ものすごく低く200万円未満が4割を占めるとと言われています。いわゆるワーキングプアですね、働く貧困層と言われますけど、このとき、26年の報告ですか、そのとき、営業の占める割合が6.8%で、営業所得が424名で総額の4億5,000万と言われたんですよ。これを単純に424人で割ると、一人当たりの所得が大体108万円ぐらいにしかならんと言われたんですけど、これは現在もどのように推移しておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 27年度分につきましてが、人数は420で5億5,300万、一人当たり131万7,000円。それから28年度分につきましてが、416名、6億3,100万、151万6,000円。それから29年度分につきま

してが、415名、5億7,800万、一人当たりが139万2,000円となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。26年に比べると少しずつ何か所得は上がっているっちゅうことですけど、しかし、やはり200万以下って本当ワーキングプアの所得ですね、これは厳しい状態だと思います。今、先ほどさつきも言いましたけど農業ですけどね、農業は全国の個人の専業農家の農業所得平均所得値は、平成23年度は323万円、これは28年度は355万円で大体32万円の9.9%増です。これは全国平均ですけど、先ほど言いました農業は南関町の基盤産業ですけども、大体農業所得はどれぐらいかわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 農業所得につきましては、なかなか把握するのが難しい部分はございますけれども、南関町の29年分でありますと、農業所得の課税がある方の平均としまして約220万円となっております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。中小企業よりかなんか農家さんの稼ぎが多かっですかね。しかし、現実は私はまだ農家さんは厳しかと思うんですけど、まあしかしですね、やっぱり小規模も農業も今非常にどちらであっても厳しい現状と私は思います。先ほど言いましたが、やっぱり中小企業業者、農業等がやはり地域にしっかりと根差さないと将来はありません。やはりもっと稼げないと私は厳しい問題が出てくると思います。稼がないとやはり中小企業者、農業が破綻すれば、先ほど言いましたけど、本当に地域も崩壊します。そこでこうやはり大事なことは、私は地域活性化は何かと問うて、行動することだと思います。それには地域の実態を把握しなければなりません。そのためには地域の事業者と行政が綿密に打ち合わせて活性化を図るべきです。何度も何度も町と事業者が会合を重ねることで、進んで住民と接しなければなりません。よく住民参加と言われますが、私はこれが本当の住民参加だと思います。住民参加なくして私は地域経済は潤わないと思います。

今、南関町庁舎建設に向けて着々とこう進められております。コンパクトシティ構想ですね、商店街の活性化も含んだまちづくりのはずです。そうでしょう、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員言われたとおりでありますと、商店街の活性化は外すことができない重要な課題であると思っています。今後につきましては、行政だけではなくやはり地域住民の皆様方も巻き込んだいろんな取り組み、方向性を探っていけ

ればとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） まあ、この小規模基本に地域に経済の活性化、また地域住民の生活の向上、適切な支援などの基本方針が定められております。今商店街の現状は、一部にシャッター通りが見られ、また道幅は狭く駐車に厳しい店舗もあります。やはり明るさ、活気があまり見当たらないところもあるんですね。小規模、条例ではですね、条例づくりは町の将来を私は形づくると思います。やはり私、まちづくりですよ。町長は今必要としたときに動くようなことを、さつき小規模基本のほうで答弁されました。私は今こそそうではないかと思うとっとですよね。町長、今まで町ではですよ、町が案をつくってそして住民に従わせるって言ったらあれですけど、こういうのが出ますよこうしなさいとこういうやり方だと思います。しかし、今は違います。少子高齢化、自治体消滅、これ認知症ですね。限界集落、地元産業の疲弊など、切実な問題になるとは私は考えもなかつたと思います。町長も長く役場のほうにおられたからですね、若いときはそういうこと、こういう問題を考えもされなかつたと思います。今問題になっております8050問題ですね、初めて聞かれる人もおられると思いますけど、80代の親が50代の子を支える家庭が増えている現状で、仕事も行かず、家族以外とほとんど交流しない引きこもりの長期化、高齢化が問題になっております。これまで親の収入を充てにして頼ってきたが、親も介護ですね、高齢で介護施設にお金をかけなければならない。生活ができない家庭も増えております。内閣府は、今年の秋、中年の引きこもりの実態調査を行い、支援策の拡充に取り組みます。これも本当に考えられなかつたことだと私は思います。まだまだこれからまさかという問題も出てきます。早め早めに常に住民と一緒にになって、問題提起に取り組んでください。

最近ではさつきも言いましたが、昔では考えられない時代に直面しております。頭を私は切り替える時期ではないかと思うとっとですけどね。新しい取り組みもしなければなりません。時代がそのようになってきておるんですよ。町の活性化のためにも、ひいてはコンパクトシティ構想の商店街活性化にもなります。大牟田では、消費者の間で3久5福という言葉が残っているそうです。さんは数字の3に、きゅうは久しい、ごは数字の5に、ふくは福岡の福です。これですね、せっかくお金を使うなら3万円の買い物をするならと久留米まで、5万円の買い物は福岡までの意味だそうです。やはりいい商品がなく、魅力がないために福岡まで行かれるそうです。南関町の町民の方からも3久5福を言われないような魅力ある商店街にしてください。

今、町では、お知らせでちょっと載っておりましたけども、中小企業、個人事業

者が先端設備等を導入する支援するための導入促進基本法ですか、これ町が策定されております。これはやはり責務で謳われている財政上の処理、もう一つは小規模の意見の反映ではないでしょうか。常にまちづくりには特化している我が町ですよ。もう一步推し進めれば、私は小規模基本ができると思います。策定は町の責務になっておりますので、町長の熱意を期待します。

ところでですね、経済産業省の、これは内閣府リーサスですけど、これはちょっと古いけど2013年によればですね、地域経済の自立度を示す地域経済循環率ですね。大牟田の、隣の大牟田市の地域経済循環率は98.8%となっておりました。福岡県でのトップは苅田町の166%です。近くの八女市は84%で8位と載っていました。我が町の最新の地域経済循環率は何パーセントになっておりますかね。また、県内45市町村で何番目ぐらいですか。お尋ねします。

○議長（酒見喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 南関町は93.8%です。9位という数字です、はい。

○議長（酒見喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私はもっと悪かつかなと思ってから、こう要因が悪かつは何かなど聞こうと思いましたけど、これぐらいだったらもう聞かれんということで。あれですね、今93.8%と言われましたけど、やはり地域経済循環率を上げるには、先ほど言いました地域の事業者と行政がやっぱり綿密に打ち合わせをして活性化を図るべきですよ。簡単になかなか進みません。しかし、何度も何度も事業者と会合を重ねてください。コンパクトシティ構想の商店街活性化にも担います。先ほど言いました大牟田にはちょっと負けておりますけど、大牟田をせっかく定住ば結んでおりますから、少しでも近づけるようにしてください。

じゃあ、2番目の町内経済の活性化に寄与することを目的とした小規模事業所登録の現状と課題に移りますけど、町内経済の活性化を寄与することを目的としました小規模工事登録制度、これは町は30万以下の工事ですが、これは本当に県の建設業許可もいらない、経営審査を受けなくて仕事はできます。これは本当にすばらしい、私は制度だと思います。経営審査を受けるには相当なハードル、いろんな条件をクリアせんと経営審査はなかなか通らないです。こういう取り組んでもらって、私は小規模の人も大分助かっているんじゃないかと思います。

先ほど聞きましたけど、小規模事業者は、今は18件ですかね、22、23年が。25、26年度が14件、27、28年が14件で29、30年度が10件で少し減少しております。実績も27年度は2件で4万5,000円、28年度は18件で122万9,000円、29年度が17件で126万ですね。伸びているという

答弁でした。冒頭でも言いましたけれど、26年で2件で27万円と落ちておりましたけど、先ほど聞きました27年ですけどね、これ4万5,000円でこれは間違いないなかつですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 私のほうで調べたところでは、当時登録されていた事業者の方がされた修繕は2件で4万5,360円、先ほど申し上げた数字となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 2年前聞いたときはもう少し金額があったと思うたつですよ。ちょっと私もそこまで今回調べておりませんけど、多分もしあれなら、前2年答弁された記録が残っておりますので、そこをもう一回確認をしとってください、どっちが正解かですね。

町長も先ほど言われましたけど、28年9月の議会で一般質問であった私が特別予算はどうですかって、金額が少ないですから言ったんですけど、まあ特別な予算は考えてないが、先ほども言われました、何度も言われましたけど、担当課全てのところでできる事業所については、積極的に指導をしてくださいと、副町長とも打ち合わせをしてと言わされました。これから伸びていくとも言われております。

そこでですね、担当ごとの小規模工事高はどれくらいになっておりますか。また、担当課ごとの公共工事もよろしければ教えてもらいたいですけど。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） それでは、担当課ごとの小規模の分で、29年度でよろしいでしょうか。帳票を手作業で抜粋したものですから、決算額と違いが少しあるかもしれませんけども御了承いただきたいと思います。

29年度、先ほど小規模29年度の実績が18件で126万2,170円と申し上げましたが、その内訳が教育課が6件で21万6,696円でございます。教育課が工事ですね、工事請負費として行いました工事が9件で8,953万9,020円ということで出ております。それから、経済課が小規模で行いましたのが2件の50万4,430円、全体の工事は8件で2,177万7,529円ということござります。建設課が小規模が9件で49万6,044円、全体は297件で10億5,091万3,561円となっております。あと、福祉課が1件、4万5,000円で、小規模はですね、1件、4万5,000円で、工事請負費のほうはありません。全体としましては、先ほどの126万2,170円、工事請負費集計をしますと327件で10億5,913万円集計がちょっと違っていました。合計はちょっとあとで確認して、建設課のほうと一緒にになっておりました。ちょっとすみませ

ん。集計が、すみません、ちょっと合計は出ておりませんでした。合計はすみません、御了承ください。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。なかなか急に計算できませんもんね、私も急にはしきらん。

あのですね、やっぱり今言われました29年度が126万ですかね。その中にやはり公共工事はやっぱり件数が、これは当然かもしれませんけど10億ぐらい出とっとですよね。それに比べるなら小規模のは微々たるもので、それも件数が何件かあったんですけど、17件、そうあるなら微々たるものです。もう少しですね、これは私は上げたがいいんじゃないかと思うとっとですよ。先ほど言いました平成27年2万2,000円あったですね。それを割ると、1件に換算すると2万2,000円、28年は6万8,000円、29年は7万4,000円にあたります、ですね。今各課の工事高を聞きましたけど、町内経済の活性化に寄与することを目的は達成できていると私、思うとんなはっとかなと思ってから。各課の課長たちの気持ちをちょっと私は聞きたいんですけど、御指名できんけん、町長がお許しできるなら、課長の活性化はできてるのかと、その思いをちょっと聞きたいですけど。よろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） まあ、担当課でございますので、公共工事の実施によりまして町内経済が活性化すると考えております。修繕を含めまして、この達成しているかということではありませんが、目的に向かっての力にはなっているというふうに思っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） この小規模事業者制度がやはり地域経済の活性化には十分役に立っているんではないかと、寄与しているのではないかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 教育課のほうでは、小学校、中学校の安易な、簡単な修繕等がございますので、なるべく小規模の業者のほうにまずやりながら、工事をやっていくように努めているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 建設課では、道路工事等が大きく占めておりますので、この小規模の登録業者にやっていただくのは、主に住宅管理費の修繕ということが多いかというふうに感じております。中には住宅管理の中でも工事等になれば額も大

きくなりりますので、指名願を出されたところしか取れないということもございます。ただ、小さいものにつきましては小規模の方にお願いをしているというところで、その分につきましては貢献をしているのではないかというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 経済課のほうも施設のほうがございまして、修繕等は多々あります。30万円規模の部分につきましては、小規模事業者の方からまず検討を始めておりまして、活性化に寄与しているものと思っております。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 福祉課関係におきましても、施設を持っております。これまで施設等の修繕につきましては、少額のもの、特にですね、は町内の事業所等にお願いしますし、今後も町内の事業所等で対応できる分については、極力お頼みをしていきたいと思いますし、そうすることが先ほど言われてます町内での経済の循環、地域の経済循環が向上するということで思っております。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） うちがあまり修繕等はございませんけれど、極力ですね、見積もりを取るときには町内の業者さんほうにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） はい、各課の意気込みが出ましたところで、11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。私が言いたかったのは、確かに件数は出ております。ただ、件数で割るとですね、これは簡単ですけど1件に対して7万4,000円ぐらいにしかならんとですよね。やはり30万の工事ならですよ、せめて割って平均して30万に近い金額を出してもらいたかったために言ったんです。たったこの7万4,000円ぐらいだったら、私は活性化はちょっとなって。小規模の小規模に対してですよ、工事に対してあまり活性化はできとらんじやなかつかなと思って皆さんのお気持ちをお聞きしたんです。よろしければ、今後もですよ、活性化がするようなことを言わされましたので、なるだけですね、1件の工事が今30万ですから、30万に近いような金額を出してください。

以前も質問しましたけど、そういうときは大木総務課長あたりで、小規模に依頼する場合ですね、修繕等には仕様書によって業者から見積もりをいただく。これは当然ですけど、ここで労務単価が反映されていないと言われたんですね。建設課で工事ば設計するときには、やっぱり最新の労務単価で更新をしているということでしたけど、やはり魅力ある小規模工事が反映できるように、指導はあんときはしますと言うたんですけど、労務単価が生かせるようなことは当然されたと思いますけど、あれからどんな指導をされているんですかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今御指摘のございました工事につきましては、今現在、労務単価等は日々変わっていく、上がっているというふうな状況でございます。ただ、前回の御質問のあと、そのような具体的な指導というものは特段行ってはいなかつたということを反省しているところです。ただ、業者の皆様方におかれましては、御自分たちで労務単価が上がっているということは、見積もりの中に取り込まれているものだというふうには感じております。ただ、こちらからそのようなことは、指導というものは行っていなかつたということでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 労務単価はですね、ちょこちょこ変わりよっとですよね。これもちゃんと県のパソコンで調べるとすぐ出ます、各職種のあれば。これがそのまま出ることじゃないんですけど、これを参考にして設計を組まれておりますので、よろしければこういう資料をやってください。

先ほど27年度、4万どころで1件で割ると2万2,000円って言われたでしょう。冊子のここを見まして、この工事が何かわかりませんけど、もし冊子ならですね、冊子の労務単価は2万4,200円になっとですよ。なら、日当賃も出らんちゅうことになっとですよね。やっぱりそういう指導をしてもらいたかっですね。やはり魅力ある小規模工事の、されるようにしてください。よろしくお願ひしきります。職人さんはなかなか口下手です。職人は口で喰うとじゃあなかとですよ、正直言ってへたくそ、口であごは、腕ばカバーするんですけどね、本当の職人さんって腕で仕事をして、腕で話さすとですよ。だけん、へたくそです、話は下手ですけど、そういうこと指導だけはしてください。

今、小規模工事の金額はですね、私が調べた27年の5月時点では19の自治体で30万以下が9自治体、50万未満が8自治体、130万以下がですね、これは宇城と阿蘇やったんですけど2自治体でしたが、現在はどのようになっているか把握されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 総務のほうで現在把握しているものではですね、県内20の自治体で30万円以下が12、50万円が6、それから130万円が2自治体ということで把握をしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。この小規模工事ですけどね、先ほど30万近い金額と言いましたけど、あまりにも差がありますから、やはり町内活性化のためにも、今の工事金額30万未満ですけど、これをもう引き上げ

たらどうでしょうかね。先ほど言われました自治体もやっております。以前ですね、名前は出されませんけど定年された総務課長は、早くからこう言っておられたんですよ。50万円に上げましょうって。そのとき、私はまだ30万ができたんですけど、本当にすばらしい小規模工事ですから、これは先ほど言いました県の許可も持たんでよか、県審査も受けんでいいのに公共工事ができるって、ほんなこてすばらしかったですよ。そういうありがたみがわかつて、工事に慣れてから上げたらどうですかって言うたつですよ。もうそれは何年も経っておりますので、もう少し慣れた業者も多かと思います。よろしければ、それはもう検討してもらいたいです。そうすればですね、今もちよつとこれ調べましたけど、登録業者も今先ほど言われました少なかつですよね。それでですね、また専門業者が登録してなか業者もおられます。例えば、ここ見るとしやがクロス屋さんもおらんしですね、設備屋さんも塗装屋さんも、そういうところが、専門業者が入っとらんとですよね。やはり魅力あるようにするために、もう少し、もうそろそろ値上げも考えるべきじゃないでしょうかねと思いますけど、町長、どう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、30万円、50万円、130万円以下ということで、それぞれの自治体の数も総務課長のほうから御報告がございました。現在、町では30万ということありますけれども、それを50万に上げるかっていうことになるかと思いますが、その仕事の、業種の内容、あるいは管理がどれだけできるかということがはっきりしてくれれば、30万、50万であっても地元の業者さんを生かすという意味でありますので、不可能なことではないと思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やっぱりですね、町内経済の活性化に向けて、よろしければですね、やっぱり魅力ある小規模工事をするためですよ、よろしければそろそろ検討もお願いしときます。

じゃあ、最後の空き家・住宅・店舗リフォームの取り組みについてお尋ねします。2018年の全国商工新聞には、住宅リフォーム助成573自治体と、店舗リニューアル助成は107自治体と記載されておりました。我が町は新築、中古住宅、リフォームの住宅、補助金は設けられております。そのうち、リフォームに関しては平成27年度から昨年度まで、確か補助金は146万円だったですかね、計算すると、そう言われたと思います。登録加算金もこれは確か229万も含んでおります。

ところで、この工事高はどのくらいになりますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 平成27年度からの工事単価につきましては5,974万円となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） この住宅リフォームは口頭で言いましたけど、産業連関表をですね、これを用いればですね、他産業の経済波及効果は工事高の1.55倍の経済効果になりますので、リフォーム工事はですね、先ほど言いました3年間で5,970万円との答弁でしたので、経済効果はやっぱり9,300万ぐらいになつたですよね。すばらしい成果だと思います。補助金を受けた中古住宅と新築ですけど、この補助金は今度中古と新築、中古住宅、リフォーム合わせて3年間の補助金は幾らになつたとですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 4,373万3,000円となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。4,373万の補助金が出て、私は、新築はさつき54件とか言われたですかね。中古住宅も13件、これが工事高はちょっともう調べとってて言われたけど、それは難しかろうけん聞かんんですけど、これはやっぱり工事高を計算するなら結構な額になると思うんですよね、億の、簡単に億は超えると思いますけど、そういう経済効果も生まれておりますので、これはいつまでも進めてもらいたいと思います。

今、住宅リフォームは、今そうやって何千万も出しておられますけど、今私が調べたってやっぱり22の自治体で行われとつたですね。大体平均すると助成額は平均20万で、某自治体はその中の某自治体が商品券で出してあつたですね。これは水上村はですね、義務教育終了までの一人の子につき3万円も加算されております。我が町ももう一步進んだ経済効果を生み出すためにも、また高齢者の方にも利用できる住宅リフォーム助成、店舗リフォームを取り組んではいかがでしょうかね。私も再三ちょっと言っておりますけど、商品券もやったり、いろんな誰でも使えるようなですね、新たにですよ、店舗もするような考えはございませんか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 住宅、それと店舗のリフォームにもということですけれども、現在の住んでよかつたプロジェクト推進事業の中では、いろんな条件を付けておりまして、定住対策、そして子育て支援ということで、そういうものが当てはまつたところに支給するということになっておりますけども、やはりその本当の目的、何のためにするかということありますので、ただリフォームするかということだけじゃなく、そういうことが町の基本方針と合致して、財政的な問題もあります

けれども、そういったことが基本的にできれば難しいことではないかなとは思っています。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 町はですね、空き店舗補助金があっですね、月2万円かな。3年間補助が受けられますけど、3年間利用した場合ですよ、これは70万円の補助金になっとですよね。これは南関町じゃなくて、地方から来た人でもよかですかね。やっぱりそして今のリフォームはですね、先ほど言いました南関も25万ですけど、県内は先ほど言いました20万ですけどね、やっぱりほとんどの自治体、大体10万円以上のリフォームなら誰でも利用できるような制度になっとっとですよ。ただし、税金滞納者は駄目ですけど、一応そういうのがあります。そういうのがありますから、よろしければ空き店舗に月2万払って3年も補助金を出すぐらいなら、やはり住宅も年寄りの方がちょっとつまずいて足でも折ったなら入院費が高くなりますけど、そういうことを思うなら、高齢者でも使えるような、住宅でも私はやったがいいと思うとですよね。一応考えとってください。

いつもそれは誰でも言いよっです。誰でもできるリフォーム、その分、商品券をやればすぐ取り戻す、潤うですよ、町全体がですね。そのようなことも一応よろしければ考えとってください。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今、議員のほうからありました高齢者の関係での住宅のリフォームにつきましては、介護保険のほうの自宅改修ですか、のほうで御希望、申請があれば現在も対応しているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今言われました介護ですが、あれは介護認定とかなんか受けんと多分受けられんだったと思いますけどね。私は誰でも高齢者の方も、そういうことを言いたかです。住民さんの声は多かつですよ、そういうのは。

さて、空き家活用に向けた行政が支援策をスタートしました。空き家行政、行政は様々な空き家対策に向けた補助金を用意しておられます。空き家対策の推進に関する特別措置法を27年5月26日に施行されております。この空き家対策と計画を設けておればこれは支援を受けられるそうですけど、我が町はこの計画を策定されておられますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） この法によりますと、使える空き家と危険家屋といわれる特定空き家、この二つについての制度があるようです。今議員おっしゃったように、いろんな補助制度もあるということはわかってますが、今、南関町の

ほうではまだこの計画は策定はしておりません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やはり空き家もやっぱり防犯上の問題もありますし、非常に失礼ですけど見苦しいところもあります。やっぱり地域コミュニティの維持と良好な住まいの環境を確保するためにも、やはり空き家リフォームの工事を進めるためにも、よろしければ計画をつくって明るい地域づくりをしてください。よろしくお願ひします。

町長、以前私は南関町には宝があるところ、町長就任のときに言いましたね。それは北原白秋跡のことだったんですけど、しかし町長、あのときにですね、あそこは個人の持ち物ですから難しいみたいなことを言われました。しかし、どうですか町長、そのちやっぱり先頭に立ってですね、宝を保有されました。しかし、町にはまだまだ宝がたくさんあります。その一つに、やはり技術技量を持った人、人材ですよ。この人たちの技術を生かし、また人材育成のためにも技能の継承につながれば、私はもっと町は活性化すると思うとですよね。大型公共工事ですよ、必要最小限にとどめ、工事ももう区分けしてすれば、私は地元に依頼すれば金は出て行かず、やっぱり町も私は潤うと思います。住宅店舗リフォームの助成制度の新たなりフォームをまた新たにやっぱり設けて、町内の小規模業者、事業者に仕事が回れば波及効果は言うまでもありません。やはりこういう宝を使ってください、活かしてください。これは私もずっと何回も質問してますけど、これは私の声じゃなくて住民さんの声なんですよね。やはり私たち議員は住民さんの中に入って意見を聞いてですね、これを代弁して活かさんと。だから私は毎回質問をさせて、住民さんの声からこういって質問をされております。こここのところを御理解お願いします。

では、まとめに入ります。小規模基本法では、国、県、市町村が小規模振興に対する責務が明確にされております。町の責務は財政上の処理、町発注工事の受注拡大、小規模業者の意見を活かしですよ、実施に反映されることなどです。地元業者に発注すれば、地元の経済は潤います。最終的には何度も言いますが、税収として戻ってきます。地域でお金がぐるぐる回るようになります、そういう施策を設けるべきです。やはり地道にこつこつやることが私は一番大事だと思います。金が町内で巡回していく、また浸透していくように行なうことが大事です。地元の工事は地元業者に積極的に発注すれば、地域内経済環境は循環率は高まります。また、新たな住宅・店舗リフォーム助成は、町内の新たな活性化を生み出します。このリフォーム工事はやっぱり普通工事高の1.5倍の経済効果を生み出すと言われております。これは先ほど何度も言いました。今後は小規模事業者等の制度を見直し、空き家・店舗リフォームの助成、また地域住民のまちづくり条例など、農業、サー

ビス業を含むいろんな振興策を連帶できるようにしてください。町の活性化を生みます。さらなる経済循環になりますので、もう一歩進んだ対策をしてください。

これで、私の一般質問は終わります。どうも。

○議長（酒見 喬君） 町内経済の活性化に対して、町長、総合的に一言どうですか。
町長。

○町長（佐藤安彦君） 大変ありがたい質問であったと思っております。やはり地元、業者の皆さんのが地元の町民のために仕事をしていただく。そして、特に現在の職人を言われるそういう職種の方が少なくなっている、後継者がいなくなっているということですので、やはり働きやすい職場をつくる、そして収入につながるような仕事をしていただくということで、町内循環型というのは、議員が今申されたのはそのことだと思います。町としても、できる限り地元業者に発注したいと思いますし、そういう間口を広げて、そしてそれが町民の皆さんの幸福につながるような仕事をしていただくということで、つなげていくことができればと思います。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 以上で、11番議員の質問は終了しました。
ここで、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

9番議員の質問を許します。

9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 9番議員の鶴地です。質問を2点させていただきます。今回は1点目、障がい者の雇用促進についてということで、本町の障がい者雇用の実態はどうかと。そして、2点目としては、障がい者雇用に向けた町の取り組みを問うということです。

2点目は、自然災害の発生予想に対する避難勧告等の発令について質問をします。7月の西日本豪雨における本町の避難勧告の発令状況と避難の実態はどうであったか。避難勧告のあり方、避難状況の確認について改善が必要ではないか、検証されたかということで質問をいたします。

1点目の障がい者雇用については、障がい者雇用に取り組み、従業員73名中、

7割の53名が知的障がい者であるというチョークの製造会社の会長の講演をCDで聴いていたこと、さらには今年、5月の17日にテレビ番組、TKUの放送ですが、アンビリーバボー、「感動、働く人たちが日本で一番幸せな奇跡の会社 笑顔とやさしさあふれる優良企業の秘密」、知的障がい者が全体の7割という会社を取り上げた番組が放映されたことがきっかけです。CDは町長にも紹介し聞いてもらいましたが、6月の議会では諸般の事情により見送り、今議会で取り上げたものです。たまたま8月の18日に、省庁の水増し問題が報道されてから、連日新聞紙等で取り上げられていますが、このことがきっかけではなく、偶然に重なったということをお知らせしておきます。6月ではなくて、今回でよかったですかなというふうにも思っております。

昭和35年に障がい者の雇用の促進等に関する法律が制定されていますが、この度の問題は一定の雇用率達成が法律で義務づけられた1976年（昭和51年）から42年間水増しが続けられ、障害者手帳や指定医の診断書を確認していない職員もこの雇用数に計上していたというものでした。9月は障がい者雇用支援月間ですが、それを前に法律で義務づけられた割合に達していないという実態が判明したものです。昨年6月時点での国の33の行政機関では、合計6,900人の障がい者を雇用し、平均雇用率は2.49%としていた雇用率も、実質は1.19%に半減、法定雇用率を大きく下回ったと29日に調査結果が公表されました。水増しは自治体にも拡大し、全国調査が行われましたが、一昨日の5日には県で17人、県教育委員会では21人の水増しが判明しました。そして昨日、昨日の新聞では県内45市町村の雇用状況が公表されましたが、20市町村で法定雇用率の2.5%を達成していないというような状況でした。障害者手帳の確認を怠り、ガイドラインを守っていないなど、不適切な参入をしていた4市町村が明らかになりましたが、南関町がその一つに入っていたということで、法定雇用率も達成していないというものでした。厚労省のガイドラインや障害者雇用促進法、施行規則等の解釈に間違いないよう、体制を整えてほしいこと、南関町の障がい者の雇用の実態、そして障がい者雇用に対する町長の考え方について質問をいたします。

それから、2点目の自然災害に対する避難勧告発令についての質問は、7月の西日本豪雨時における避難状況を見ていて、危機意識を高めることが重要であると思い質問するものです。台風や大雨で数十年に一度の災害が起きる恐れが大きいとして、気象庁が2013年から17年に、計7回発表した特別警報で対象となった12道府県の307市町村に朝日新聞がアンケートしたところ、自治体が避難指示を出した地域の住民のうち、実際に避難所に逃げた割合は、対象者177万3,000人のうち、わずか2.6%でしかなかったということです。自宅の2階や屋上に

逃げる垂直避難を選んだ人もいるが、住民が避難を見送ったり、避難のタイミングを逸したケースが多いとみられるというものでした。こうした状況を踏まえ、早期に適切な避難を促すための避難勧告、避難指示の基準やマニュアルを、36%にあたる105市町村が見直したそうです。南関町も7月の西日本豪雨時の避難状況を精査し、避難勧告や指示のあり方を今一度検証すべきだとして質問するものです。

まずは、当時の避難勧告発令と避難状況等についてお尋ねしますということです。

以後の質問は、自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番、鶴地議員の「障がい者の雇用促進について」の質問にお答えいたします。

まず、本町において、先日新聞にも掲載されておりましたとおり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率につきまして、これまで誤った算入方法により報告していたことがわかりました。この件については、認識、確認不足としか言いようがなく、誠に申し訳なく思っております。今後、ガイドラインの理解、確認等を徹底してまいりますとともに、熊本労働局には、修正後、再提出する方向で進めております。

それでは、①の「本町の障がい者雇用の実態はどうか。」についてお答えします。

雇用につきましては、障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日施行され、これまで身体障がい者、知的障がい者の雇用を義務づけられていたのに加え、新たに精神障がい者の雇用が義務化され、このことを受け、精神障がい者も障がい者雇用率に加わること等を踏まえ、障がい者法定雇用率が引き上げられております。

南関町では、平成19年度から町職員採用に「身体障がい者枠」を別に設けまして、募集を行ってきましたが応募者が少なく、これまで合格して採用された職員は1名で、職員の退職等もあり、現在のところ誠に残念ながら法定雇用率に達していないのが現状であります。

町としましては、障がい者の雇用を促進する立場であり、本年度も採用枠を設けて募集しておりますので、これを継続しながら積極的な障がい者の雇用に努め、まずは基準を達成しなければならないと思っております。

企業における法定雇用率は、本年4月1日以降は2%から2.2%まで引き上げられており、対象となる事業主の範囲も従業員50人以上から45.5人以上へと広がり、障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現を図ることとされております。

町内で45.5人以上雇用をされております対象事業所は45事業所中11事業

所ございまして、2.2%の法定雇用率をクリアできている事業所は4事業所でありました。

障がい者の雇用状況につきましては、毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告する義務があり、障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するように努めなければならないとされております。

町から企業に対し直接周知するなどは特にしておりませんが、ハローワークより企業訪問の際にチラシを配布するとともに、毎年6月1日時点の雇用状況調査の際に周知、指導を行っているということでありました。

次に、②の「障がい者雇用に向けた町の取り組み」につきましては、障がい者の雇用・就業は、社会経済活動への参加に向けた課題であり、就労を通して自己実現を図りながら障がい者が社会参加するための手段として重要であると考えています。

町では、今後も今年3月に策定しました第3次障がい者プラン及び第5期障がい福祉計画に基づき、国、県などの関係機関をはじめ企業やサービス提供事業者等との連携を図り、就労促進のための相談、雇用主等への理解の促進・職場開拓、仕事を継続するためのフォローアップ等、総合的な支援に取り組み、障がいのある方が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「自然災害の発生予想に対する避難勧告等の発令について」の質問にお答えします。

①の「7月の西日本豪雨時における本町避難勧告の発令状況と避難の実態はどうであったか。」についてですが、最近の気象災害では、局地的な集中豪雨の発生など「何十年に一度の」とか「これまでにない」というようなニュースを度々聞くことが多く、それに対しまして、国を挙げて防災対策、気象情報等の改善も図られてはいるものの、先日7月6日からの梅雨前線豪雨では、中・四国地方において多くの方が亡くなられるなど、西日本地方に甚大な被害をもたらしました。

本町におきましても、総雨量は300ミリ以上となり、災害の報告件数は建設課、経済課合わせて376件あり、甚大な被害が発生いたしました、現在、一日も早い復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

さて、避難勧告の発令状況と避難の実態ということでございますが、7月6日の朝、5時4分に大雨警報、5時56分に洪水警報が発表されましたので、8時30分に本庁内で警戒態勢を取るべく防災対策会議を開催して情報等を共有した上で、早いうちに対応していくことなど確認し、9時には災害対策本部を設置いたしました。

避難所開設につきましては、これまで空振りを恐れない対応をすると申し上げ

ていましたとおり、午後1時に、町役場、ふれあい広場、交流センター、南町民センターの4カ所の自主避難所を開設し、午後5時には土砂災害の恐れが高まったという判断いたしまして、B&G海洋センターを開設、5時15分には明るいうちの避難を促すため、防災計画で土砂災害警戒区域、特別警戒区域の対象地区となっています前原笛鹿地区など9区に避難勧告を発令したところであります。

その後、雨が激しくなり午後8時45分に土砂災害警戒情報が発表されたところであります。

また、避難者につきましては、5カ所の避難所に自主避難の方を含め39世帯78名の方が避難されております。

次に、②の「避難勧告のあり方、避難状況の確認について改善が必要ではないか。」についてお答えします。

避難の判断は、基本的には南関町地域防災計画に基づき発令しますが、防災気象情報の収集はもちろん、現地確認による情報、これまでの経過や発生の時間帯など、その時々の状況を関係者で共有しながら人命を最優先し判断してきたところでございます。

今回は土砂災害の危険度を判断しまして、対象地区を絞った避難勧告を発令したところで、日頃から防災無線を通じて早い段階からの情報伝達に努めていますし、今後一層、危機意識の醸成及び共有を図っていかなければならぬと考えています。

避難状況の確認ですが、避難所の避難者は本部に時間を決めて報告するようにしていることから把握していますが、避難所以外の避難状況は連絡がない限り把握できておりません。

今回は、自主防災組織から地元公民館への避難者の報告を受けておりますが、全ての避難状況の確認を限られた時間内に行うということは、非常に難しいことだと思っております。

これまでの経験を踏まえ改善すべきところは改善できるよう、自主防災組織等、地域住民の皆様の協力を得ながら、消防団、関係機関と連携し、把握に努めていきたいと思っております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） まず、今回、障がい者雇用率の報告につきましては、担当課長いたしまして町民の皆様の信頼を損なうこととなりまして、誠に申し訳ございませんでした。異動等があったにも関わらず、前年報告の値をそのまま参考とい

たしまして、誤った判断により熊本労務局のほうに報告を行っており、ガイドラインの理解及び現状の把握が不足していたということでございます。具体的には、町長部局が対象となりますが、教育委員会に異動をしたあとにも関わらず、報告値のほうに参入していたということがありまして、平成27年度からは現実、実際には町長部局の障がい者の方の数はゼロという、雇用率はゼロということでありました。これにつきましては、正式にはまだ文書は来ておりませんが、昨年と今年ですね、2年間分の報告の修正をするかどうかということで、文書が来るというふうに聞いておりますので、そちらのほうの修正を報告をしたいと思っております。また、その後の対応については、新聞にも載っておりましたが、町長部局、それから教育委員会ですね、これにつきまして別々になっておりますが、特例認定というのがあるようでございますので、そちらのほうの手続きを行いまして、町長部局、教育課合わせたところの職員で報告ができるような形、異動等もそこで発生しても、町長部局、教育委員会関係なく一緒にありますので、そういうことで代用していきたいと、手続きをしていきたいというふうに思っております。

それから、今年の身体障がい者枠ということで職員募集を行っております。そういう取り組みを今後を通じまして、信頼回復に努めていかなければならぬというふうに思っております。

次に、二つ目の御質問の避難状況の詳細についてお答えいたします。

午後1時に4カ所の避難所を開設いたしまして、5時にB&G海洋センターを開設、先ほど町長も申されました5時15分に九つの区に避難勧告を発令しましたが、避難者はすぐはございませんでした。その後、午後7時までにふれあい広場、交流センター、南町民センターの3カ所に3名ずつ、9名となりまして、暗くなり雨が激しくなり始めてから、午後9時までに5カ所で36名、11時までに69名、日付が変わり、7日午前1時までに76名ということになりました。その内、避難勧告地域からの避難者は32名で、夜に雨が激しくなり、暗くなつてからの避難者がほとんどございました。その他、浸水や土砂崩れなどの危険に関する情報に対しましては、消防団を中心に状況の把握、それから警察も含めた避難の呼びかけなど、人命の確保を最優先に関係機関、関係者連携して対応したところでございます。

次に「避難勧告のあり方、避難状況の確認について改善が必要ではないか。」ということですが、今回幸いにも人的被害の報告はございませんでしたが、避難勧告、あるいは自主避難に対する避難者数、避難情報の伝達方法など、これまで、そして今回の経験から反省すべき点もございましたので、今後に向けて関係者の意見をお聞きしながら改善していきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） わかりました。まず最初の雇用率の、障がい者の雇用についてですけども、全国の自治体、それから地方省庁あたりなんですが、ガイドラインを勝手に解釈というか間違えて解釈したり、施行規則をよく読んでなかつたというところから来たのかなってありますけども、その辺のところがやっぱり今後のことがありますので、もう一度、課、所内でしっかり意識、意味を解釈というか、そういういたところの統一を厳格にしていただきたいと思います。

やはり施行規則やガイドラインをよく読んでいるか、あるいは担当が県や国に聞いたりして、電話で聞いてその回答を鵜呑みにして、文書で読まずに電話による言葉を鵜呑みにして、それが間違っていることで続いていきますので、そういういたところは十分注意していただきたいというふうに思います。

やはり上司は起案文書が回ってきたときに、間違いないのかどうか、元に立ち至って確認していただきたいというふうに思います。

障がい者雇用について、障がい者雇用推進者ですか、これがあるんですが、町ではそれはどうなっているんですか。その選任というのは。企業だけですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 申し訳ありません。町のほうで、総務課のほうで推進者を私が知らないだけかもしれません、選任しているという記憶はございません。多分、前任の課長というと失礼ですが、知られないと思います、はい。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） ネットで検索していただいて、またこういったのもちゃんと企業なり、自治体でも必要だということであれば、その辺は対応していただきたいというふうに思います。

それから、冒頭で日本理化学工業、ここはとにかく7割の障がい者、そのうち半数は重度障がい者を雇用していると。非常にその講演の内容を聴いて、私も関心して是非これは南関町でも企業にでも進めてほしいと思い、いつか一般質問をしたい、6月議会でと思うとったわけですが、町長にも聴いていただいております。私のほうからこの理化学工業の話をするよりも、感想をちょっとお尋ねしたいんで、いかがでしょうか。福祉課長も聴いていただいておりますので。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） CDを聴かせていただきまして、すばらしい企業の取り組みだと思っております。これもCD、私だけ聴くのはもったいないということで、企業に直接というよりも、うちのほうで施設のうすま苑がございますので、うすま苑の施設長に私がCDを聴いてすぐお貸しました。ということで、そういういた違う立

場で聴いていただいて、これからそういった動きができればということで、そのほかの企業にもですね、特に今回立ち上げたバンブーフロンティア関連の事業所等にも、そういううすま苑との打ち合わせもしていただいて、身障者の方を雇用できるようにということでそういう話も進めておりますし、そういう企業がすばらしい取り組み、最初は少ない人数からの雇用だったんですけども、やはり年が増すにつれて、その全体の大部分をそういう身障者の方で運営しているということで、その企業の運営体系も本当にちょっと学んでみるとわからないところはありますけれども、やはり私たち行政、そして民間の企業の皆さんもといったところを大いに参考できる部分があったなということで感心しているところであります。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 企業にしても我々にしても、身体障がい者を雇用するといったら、最初っから無理だというふうな固定観念を持つんだと思うんですよね。この choke をつくる工場は、例えば時間の感覚がわからなければ砂時計、それから文字がわからなければ色分けした記号、そういうもので仕事を覚えてもらって、通勤しながら聞けるんですよね。非常に参考になりますので、是非とも障がい者雇用を進めるのであれば、課内でも、それから企業にもこれを是非、暦日会のCDをですね、注文すれば3,500円ぐらいですよ。企業に税金を納めてもらっている御礼として配られたらいかがですか。必ず見直しされると思いますけどね。

やっぱりやはり雇うときにどういったハンディがあるかというところを勉強していただければいいと思います。

その辺は福祉課長、いかがですか。ちょっと前、話しましたことがあるんですけど。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 議員のほうからの御質問ですね、先ほど町長のほうの感想は述べられたと思いますが、私もCDをお借りして聴かせていただきました。

まず、すみません、ちょっと感想のほうから述べさせていただきますと、今回、CDをお聴きしてですね、まず障がい者雇用の取り組みについて、この理化学工業の大山会長さんの内容だったんですけども、大変、まず学ぶ機会を得て大変うれしく思ってますし、内容としてその人の取り組みが驚きといいますか、先ほど議員のほうからありましたように、障がい者、特に知的障がい者の方を雇われる際に、この大山会長も最初戸惑いがされたと。しかし、同じ社員、それから当の障がい者の方の熱心な仕事への姿勢、これに感銘を受けられ、そして印象に残ったのは、会長を取り巻く方々の関係ですね。特にその中で述べられているのが、人間の究極の幸せは四つあると。一つ目は、人に愛されること。二つ目は、人に褒められること。

三つ目は、人の役に立つこと。四つ目は、人に必要とされること。この語りの部分がありました。これをこの大山会長は、まず取り組みのきっかけの大きな意識として持たれている障がい者の方に、仕事を通じて幸せを与えてあげられたらと。そしてまた、この企業の、これは努めであるという認識のもとに取り組みをされて、先ほど議員のほうからありましたように、現在の多くの方を雇用されていると。70%以上の方々を雇用されておられるということで大変感銘を受けましたし、その取り組みがまず私も印象に残ったところが、一つの方向だけで仕事を見るのではなく、多くの視点から見て、方向から見て、先ほど一つの、例えばチョークの配合する場合の計り方の数字については、大変障がい者の方は難しい部分があるということで、考え方を検討されて、色の違いによって重りをつくられて、その重りを使って配合の測定をされるというようなことなど、いろいろな取り組みの内容がありました。ただ単に、障がい者の方は一般的な仕事は難しいということで諦めるといいますか、止めるのではなく、いろんな能力に応じた工夫と工程を考えれば、十分従事され、可能であるということが書いてありましたので、大変学ぶところが多かったと思います。是非、こういったところを一般の事業者の方も、大いに役に立つ、参考になる内容ではないかなと思ったところですし、いろんな機会を通じて、事業所の方には聴いていただきたいなと思ったところでございます。また、事業者の雇用にかかわらず、これは私、例えば管理職の方の、例えば部下の対応についても言えるところがあるのではないかと感心したところでございます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 法律というのは、最低限の道徳を文書に書いているものなんですよね。ですから、雇用率の2.4%だったかな。それは最低限守るべき数字を出しているだけであって、本当はもっともっとその率を上げないといけないんですね。それで、先ほどの理化学工業は7割が障がい者、しかもそのうち半分は重度障がい者、そういった会社もあるわけです。仕事をしてもらう工夫をしていけば、そういうことも可能ですね。

冒頭でも述べましたが、今年の5月17日にTKUでその会社の紹介がテレビ番組であっておりました。こういった番組をダビングして、町から企業に配られたらどうですか。著作権とかいろいろあるでしょうけど、それはTKUに掛け合って、そしてダビングしてもらって、町内の企業に配るという方法もですね、そういうことが具体的な対策だと思うんですよ。その点いかがですか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 確かにですね、いい、そういった障がい者雇用に対する企業に

対し周知に対してはいいことだと思います。ただ、企業の皆さんがどういうお考えの基で企業を経営されているかということもございますので、そういった一つの障がい者雇用に対するヒントとしてお上げするならば、十分それでかなうんじやないかと思いますけれども、それをダビングしてそれを町が配るということ、その理化学工業の分を配るということに関しては、ちょっといろんなところを、ちょっともう少し調べながら、できることであればそういった希望されるところにはお配りするということは可能かなと思います。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 障がい者雇用を推進したいと、私たちもいろんな、行政のほうでそんな応援を支援をさせてもらいます。企業のほうでも努めてくださいというような形で話をもっていかれれば、そういったCDを配ることも、DVDにして配ることもいいんじゃないかなというふうに思ったわけです。

それでは、あとちょっと小さい内容のほうで質問したいと思います。

国内の2016年度末で、身体障害者手帳514万、精神障害者手帳92万人、知的障がい者のための療育手帳104万人が発行されているようですが、本町の身体的、知的、精神的障がい者の人数と障がい程度、対象者数、変遷はどうでしょうか。それから、その人たちの生活実態をお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 南関町、町内にいらっしゃる障がいの方の人数ということだと思います。南関町においては、29年度で身体障がい者の手帳所持者数は771人、精神障がい者の保健福祉手帳所持者数は74人、知的障がい者のための療育手帳所持者数が129人、合わせますと974名になっております。

障がい程度ということでございますが、先ほど述べました身体障がい者のほうの771名を、身体障がい者の手帳の場合、1級から6級まであるわけですが、一つひとつ申し上げますとちょっと長くなりますので、その程度ということで、1・2級の重度の方が305名、3・4級の中度の方が336名、5級・6級の軽度の方が130名の内訳になっております。

次に、知的障がいの方129名と申しましたが、知的障がい者の療育手帳の程度で言いますと、最重度とA1という程度の表示を言いますが、A1所持者が26名、重度のA2の所持者の方が25名、中度のB1が46名、軽度のB2が32名という内訳でございます。

それから、精神障がい者の保健福祉手帳をお持ちの方74名の内訳としましては、1級が重い障がいなんですが、1級が16名、2級が43名、3級が15名という内訳になっているようでございます。

障がい者数の変遷ですけれども、平成12年、ちょっと古くなりますが平成12年で、合計数で833名で、平成18年度で942名、平成25年で1,020名、昨年の平成29年で先ほど言いました974名というような数の変遷になっております。

それから、生活の実態ということで、平成、これは28年度の調べによりますと、入所で50名ほどの方、それから通所で100名の方がサービスを受けてらっしゃるというような状況で、そのほかの方が在宅、それからそのほか入院をされている状況もあるかなと思います。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 今、昭和33年の障がい者数ですか。人口減少傾向の中で人数が増えているということは、相当な増加率にあると思います。29年度の障がい者数を人口比率でみると9.7%にあたるんですよね。これだけ多い人がわずかしか働いていないということは、ちょっとやっぱりもったいないんじゃないかなと、日本理化学工業の事例からいってもですね。やっぱり障がい者にも、雇用の方たちにも、やはり意欲を持って仕事をしてもらう。そのことがまた家族にとっても非常に生き甲斐にもなるし、いいことではないかなと思いますので、是非とも障がい者雇用に取り組んでいただきたいと思うんですが、障がい者雇用に向けた戦略は、戦術として、具体的対策は何か考えておられませんか。例えば、先ほど言いましたCDを配る、DVDを配って協力をお願いする。それ以外に具体的な戦術として、施策として何か考えはないでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 障がい者の方の雇用の増ということに向けての具体的対策ということだと思いますが、なかなかすぐできるようなちょっと策というのはなかなか難しいところがございますけれども、やはり先ほど町長の答弁にもありましたように、関係機関、特にハローワークの、近い所でありますとハローワーク玉名がございますが、ハローワークと連携を密にして求職の状況のほうを周知すること。それから、各町内の事業所の各方面に状況を、求職されている方の、職を求めてらっしゃる方の状況、それと事業者の方が求めておられるものといいますか、社員像といいますか、そことのすり合わせといいますか、そういったことが地道ですけども連携を図ってお願いをしていくと、情報を伝えていくというふうのが、地道ですけども確実に増える部分かなと思いますし、各施設等で就労の支援、継続支援が行われておりますけど、そういったところで実際の事業所に少しでも早く雇用に向けてつながるように、施設等とも連携を図っていくということが必要になるかなとは

思っております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 障がい者雇用に対して、例えば業務委託とか入札とか、そういうといったときのプレゼンに対してですね、障がい者雇用を一定以上しているところには、例えば点数制で5点なり10点なり、その点数を加算するとか、そういうことはいかがですか。それから、新規就業者の奨励金、それに対して、同じく障がい者の雇用に対して奨励金を出すとかですね、そういうこともできると思うんですよ。

CDの中にはベルギーの話が出とったでしょう。あそこまではちょっと無理でしようから、障がい者雇用奨励金とかそういうことは大きな、町の大きな負担にもならないし、十分可能だと思うんですけどもその辺はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 確かに障がい者雇用の奨励金になることかもと思いますけれども、私まず一番に考えるべきというのは、今福祉課長が申しましたとおり、やはり企業がどのような人材を求めて、そして障がいがある方もどのような仕事をしたいかということ、そういうマッチングが一番必要でありまして、今町内の企業、事業者におきましても、健常者の方の雇用については全く足らない、不足しているということで、外国人労働者を今増やしているような状況でありますので、そういうたたき外人労働者に頼らずとも、障がいをお持ちの方もどれだけ、どこまで仕事ができるかという、そういういろいろな調査というのはなかなか行政自体は難しいかもしれませんけれども、そういうことで町、ハローワークとかいろんな関係機関の力を併せながら、そういうたたき外人労働者に頼らずとも、障がいをお持ちの方もどれだけ、どこまで仕事ができるかという、そういう仕組みをつくっていくというのがまず大切でありまして、奨励金が出るからそういうことを雇用するっていうことはなかなか難しいと思います。ですので、やはり企業側と行政、そして障がいがある方もそこ辺のいろんな情報交換ができる、働きに、働くような場所を提供できるようなそういうシステムをつくることのほうが重要なとおもいます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 奨励金っていうのは一足飛びに申し上げましたけども、常に戦略を考える上では、戦術、具体的なこういったことに取り組んでいきたい、例えば先ほど企業がどういった人材を求めるかというときに、理化学工業の仕事のさせ方ですね、そういうことをやっぱりお互いが勉強していくということもやっぱり障がい者雇用に対する推進になると思いますので、その辺はしっかり頑張ってい

ただきたいと思います。

今ちょっとハローワークの話が出ましたので、本町の障がい者の求職状況はどうなんでしょうか。何人かは勤められているようですけども、8月6日の新聞で、ハローワークでの障がい者の新規求職申込数が、2016年度、5年前に比べて16.3%増の17万6,000件、特に精神障がい者の求職は1.5倍と大幅に増えたという記事がありました。厚労省によると、16年度の精神障がい者の求職件数は11年度比で49.9%増の8万5,000件と、そうやって障がい者全体の半分近くを占め、知的障がい者の求職も増えたというふうな記事がありましたけども、本町の求職状況はどうですか。その辺はつかまれていますかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 求職状況ということでお尋ねだと思います。

ハローワーク玉名のほうに問い合わせて聞いたところ、現在、登録中の方が21名いらっしゃると。ただ、うち、特に活発的に求職活動をされている方は、そのうち8名の方が特に活発的な求職活動をされているということで御回答を得ているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 広報なんかん7月号で、障がいのある人を対象とした職業訓練生募集が載っていましたけれども、応募はあったでしょうか。OA事務科等の三つの科で、8人、10人、9人の計27人の募集があつてありました。内容が非常にわかりにくかったんですけども、こういったことに対して問い合わせとか応募とか、そういうものはいかがでしょうか。

それからもう一つは、受講料は無料でしたけども、テキスト代として数千円が必要というのが載っておりました。これも先ほど言いましたとおり、具体的な活動というんですか、例えばテキスト代を町が補助したらどうかと、こういったこともやっぱり具体的な策になるんですよね。そういうところで今、広報なんかんについて質問しましたけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 広報なんかんに載ってました職業訓練生の募集に関しての内容だと思います。これもハローワーク玉名を通じて調べましたところ、OA事務科に応募が6名、これは町内の人限定ということではなく、ハローワーク玉名を通じてOA事務科に応募があった方が6名ということです。ほかの介護職員初任者研修課程養成科及びセルフマネジメント科に対しての応募状況と併せて聞きましたところ、その分については応募はゼロであったということでお聞きしております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 都市に比べて人口も企業も小さい自治体ではですね、障がい者の雇用は大変厳しい問題だと思いますけれども、一人でも自立した生活ができるようになればですね、家族にとっても業者にとっても非常に助かると思いますので、まずはいろんな啓発活動から取り組みをしてもらいたいというふうに思います。

総合型スポーツクラブの、総合型スポーツの取り組みではですね、この前全国会議も開かれたし、それからその中で介護予防事業等ですね。それと企業関係ではバンブーフロンティア事業、こういったものでも非常に先進地として注目をされております。もう一つ、もう一本の柱じゃないですけれども、障がい者雇用にしっかりと取り組んでいただきたい。そして全国から注目される町を目指していただきたいというふうに思います。

2点目の自然災害に対する避難勧告のほうに質問を移させていただきます。

その当日ですね、確かに8時頃だったと思うんですけれども、B&Gに行ってみました。そしたら誰も避難していないんですね。町の公民館はどうかと思って町に行きましたら、こちらもまた誰もいない。防災無線で避難勧告とかそういうのはどんどん出てますけれども、実際避難は全くなかったということですね。それから区長さんに電話をして、危ないから念のために避難をするようにしてくださいと。特に危ない人の家には電話するなり、直接そうやって言葉で避難を勧めてもらえないですかというふうなことを言ったんですね。その後に避難があったんじゃないかなとも思うんですけど。家に帰る頃までは非常に激しかったんですが、その後、自分の家では少し小降りになるというか落ち着いたかなと。これだったらまあいいかなというふうに思っておりましたら、翌日になって避難所今日何人でしたというふうな報告というか、そういうのがわかったんですけども、一番大事なことは、避難したかどうかの確認ですね。それからどういうふうにして言葉をかけば避難してもらえるか、そして当時の検証、反省会なりで検証して、今後の対策をどういうふうに考えられているか、まずはそのほうから質問をしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 7月6日の豪雨災害につきましては、先ほど避難全体の、避難者の方の時間経過を申し上げたところでございますが、確かに避難された方が夜多かったということでですね、激しくなってから身に迫る危険を感じられて避難された方が、やっぱりそこまでならないと避難される行動まで移されなかったのかなという、今回の、これまでの経過からそういったところを感じたところでございます。

避難勧告のまず対象とした九つの区分につきましてがですね、前原笛鹿の方が16名と、関東のほうではですね。あと福山1名の方、それから坂下のほう

では大西の方が15名ということで、合計32名の方が避難されましたが、時間としては7時までに大西の方が3名、9時までに前原笛鹿で15名、大西の方で7人、11時までに前原笛鹿で15人、福山が1人ですね、福山の方が。翌朝1時までに前原笛鹿16人、福山1人、大西が15人ということで、遅い時間の避難ということになったところでございます。避難所以外の方の避難状況等はちょっと把握できておりませんので、そのほかにどの程度の方が避難されたかというのは、区長さんあるいは自主防から連絡がない限り把握は、今回の場合はできていないところでございました。今回、自主防災組織のほうから連絡がありまして、地元の公民館に、公民館などに38名の方は避難しているということで報告があったということでですね、こういうことがありますので、先ほど議員が言われましたように、町のことに対しましては、町が開設している避難所以外の場所につきましては、区長さんや自主防災組織の会長さんなどが、自主的に避難されている場合は、総務課のほうに連絡していただきたいということで、そういう伝達を徹底していきたいというところを検証として思っているところでございます。ただ、外出等をされている場合もあると思いますので、完全な把握というのはなかなか難しいかなというところでございますが、また緊急時で時間内にというのはなかなか難しいところでございますが、その辺は今回の反省、これまでの反省として活かしていくなければならないと思いますし、伝達方法につきましても、区長さん等に今回、避難勧告は今回初めて町として出したと思いますけれども、対象地区を絞って出したと思いますけれども、防災無線とメール等は、広報、情報伝達として行いましたが、あとで確認しましたところ、地元の区長さん等に連絡が直接いってなかったということがわかりまして、これにつきましても、大いなる反省点として、直接区長さん、自主防の方には伝えて避難を促していかなければならぬというところで考えていたところでございます。

また、そういう連絡体制も今回のときに、職員の体制というのも、またそういう連絡をする職員の体制ですね、避難を促す、現場を確認する、対応する職員だけではなくて、災害対策本部の中で連携しながら地元の区長さんだったり、地元の市町村だったりに連絡をする、あるいはエリアメール、愛情ネットで伝える、そういう職員の配置もちょっと手薄だったのかなというふうには感じているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 冒頭で新聞社が調査した避難率、南関町の避難率はどうだったですか。避難対象地域の戸数と平均、1戸当たりの平均戸数を掛けければ大体でできますよね、人数が。それに対して、避難者が78名ですか、そうすると避難率

が出てきますけども、その辺はいかがですか。出されていないですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 避難率については出しておりませんけれども、人口が1万9,900ですかね、の人口ですので、その中で78名の方が避難をされたということでございます。あと、避難勧告の対象地域の方が先ほど32名と申し上げたと思いますが、その地域の対象の人数は、当時でこちらで把握しているのが768名というところで、それで割れば率は出るということになります。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 私が言いたかったのは、避難対象勧告、避難勧告の対象の所の戸数と実際避難した数で計算すれば避難率が出てきますけれども、先ほど聞いたら非常に低い避難率ですよね。

私が一番心配するのは、避難したのかどうかわからない、土砂崩れとか濁流に家が流されたとか、そういったときに避難したかどうかがわからない。救助隊、例えば消防団が行ってですね、土砂崩れの所を一生懸命土砂掘り起こして救助してたら、二次災害に遭ったと。そこに巻き込まれて二次災害になった。しかし、そこの家の人は違う所に避難しておったというのが、一番不幸な事態だと思うんですよ。ですから、私が言うのは避難勧告も大事ですが、避難したかどうかの確認が一番大事なんですね。どこに避難したか、その辺の確認を今後防災のために活かしていただきたいと思うんですけども。一番いいのは、例えば私は関東ですから、前原とします。皆さん方の前原にですね、親、兄弟、子どもが皆あそこに住んでおると思ったらですね、避難勧告の仕方が変わると思います。直接電話して避難したかどうか、避難したらどこに避難しているか、それから隣近所に聞いて、ちゃんとあそこは避難したかどうかというのを確認すると思うんです。ですから、避難勧告は避難放送ではなくて、直接家に電話するなり、確認をしながら避難したかどうか、それが一番大事だと思います。それでないと、二次被害を被って、そして実はその家は避難しとったといったら最悪です。その辺のところをしっかりと今後に活かしてもらいたいと思うんですけど、その辺はどうだったんですか。あとからの反省会というか検討では。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 災害対策本部で集まって検証、検討というのは、先ほど言いましたように行っておりませんで、総務課の担当のほうと反省をですね、反省というか検討を、検証をしたというところでございます。それぞれの個々の家庭の把握につきましては、やはり人的、マンパワーが必要ですので、そのところは今町が勧めてます自主防をですね、自主防、もちろん区長さんもですけれども、そういう

ったところとあと消防団ですね、地元の消防団、今回も随分助けられて、特に消防団の方は現地確認から、ちょっと危ない水が増えているというような所は避難をですね、そこに行って促されて、もちろん警察の方も広域消防の方も一緒に協力してなされました、そういうふうにそれぞれの自主防災等の協力をいただき、連携を図りながら対応をしていかないと、もちろん災害対策本部だけではどうしようもありませんので、その中心としてですね、本部がどれだけ機能できるかというところで、自分も今回初めてではございましたが、反省を含め、勧告等については早めの勧告が出せたのかなと思って感じていたときはあったんですが、結果としてはですね、そういう情報伝達等ができなかつたり、うまくいってなかつたりというところも出てきましたので、そのところはまた検証して、点検をして、その後活かしている部分もございますし、これからも活かしていきたいというところで進めていきたいというふうに思っています。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 避難したかどうかの勧告とですね、それからもう一つ大事なことは、避難をしてもらうことが大事なんですね。避難をしてもらうことが大事ですが、その避難勧告の仕方でやはり単に放送とか、車で回って消防団に放送してもらう以上にですね、もう一つ、その前から勧告の仕方というか考えてもらいたいのがあります。例えば、この前、防災会議のときに言いましたけれども、ドローンの活用ですね。これは公共施設の危機管理にも利用できますが、急傾斜地等の状況をドローンで撮影すれば非常に臨場感があると思うんですよ。例えば、私がその近くの福山地区なんかは、下から見ると大したことないなと思うんですよ。ところが上のほうに登って下の方を見ますと、あの家とあの家、私は土石流が出たら一発だなというふうに思いますので、やっぱりドローンで撮影して、急傾斜地、それからそういう土石流の危険地域をDVDにまとめてですね、そういう避難に対する心構え、それからドライブレコーダーもいいと思うんですよ。河川の氾濫状況とか、夜間に雨のひどいときに走っている状況がどうなのかとかですね、そういうのは非常に勧告をする上では有効なものだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） もうしばらくはかかるでしょう。

○9番議員（鶴地 仁君） あと2、3分ですが。あとは次が待つんなりますので。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ドローンの活用については、これまでにもそういう御意見いただきましたけれども、非常にすばらしい機能を持った機材であると思っておりますけれども、それを使用するためにいろんな技術も必要ありますし、購入する金

額自体の云々じゃなくてですね、そういう危険性も伴いますので、そういう資格あたりの取得も必要ありますし、そのドローン以前に、今それぞれ、上空からじゃないんですけど、現在今一番利用されているのは、やっぱりスマホで写真を撮って、現地の今の状況を送っていただくということで、それが今回の災害対策本部でもすぐ送っていただいたものをプリントアウトして、そこの現場がどうなっているということで活用できましたので、そういう形もできますし、現在の状況であればですね、航空写真といいますか、これからいろんな部分で町で活用する、そういうものも活用できますので、そういうものと併せて活用したいと思いますし、将来的にはドローンも必要かなとは考えます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） そうですね。この前、ドライブレコーダーは自分で買って質問しましたので、今度はドローンを買ってですね、利用を、どういうふうに使えるかをお見せしたいと思います。

それから、ちょっと待ってくださいね。テレビなんかでよくあるじゃないですか。大きな画面にいろんな危険地域のプロットしたやつを見ながら会議をするというのを。だから、例えばこの前なんかだったら、土砂、土石流、崖崩れの危険地域ですね。そういう所は地図と家が出てきますよね。その家を画面上に出しておいて、みんなでこの家は避難勧告したかどうか、避難したかどうか、そういうのを確認していくければ一目瞭然ですので、そういうこともですね、活用していただきたいと思います。

まとめとしてですね、避難勧告は発令と避難したかどうかの確認までが大事であると思います。避難したことを知らず、土砂災害発生の場所で救助作業をしていて二次災害に遭ったらこれはもう最悪です。避難しなければ周りに迷惑をかけます。二次災害が発生したらどうするのかということですね、勧告の対象者に伝えることが大事だと思います。区長や自主防災組織の代表者に、あるいは民生委員の方あたり、やっぱりこういったことは徹底して避難勧告が守られて、スムーズに避難ができるように努めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 以上で、9番議員の一般質問は終了しました。

続いてと言いますけれども、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時18分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番議員の質問を許します。

4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 4番議員の立山です。今回の質問は、6月の定例会でも「安心・安全のまちづくり」と題して、防犯・防災の進め方について質問を行いましたが、そのあとに7月に入り、梅雨前線の活動が活発した7月6日には、西日本の各地の大雨が降り、大きな災害が各地に起きました。我が町でも一部の地域に避難勧告が出されました。この間、9月4日に徳島市や神戸市に上陸した台風21号や、昨日朝方の北海道の震度7の大地震など、近年の災害の大きさには驚くばかりです。被災地の一日も早い復興を願うだけです。2年前にも熊本で大きな地震が起きましたが、今回の台風21号や北海道の大地震など、我が町でもいつきてもおかしくないような災害だと思っております。

そこで、今回も梅雨、梅雨時期の災害を経験して、町の防災・災害時の計画、進め方などについてお尋ねをします。また、そのときの被害や対応についてもお尋ねをします。先ほどの鶴地議員とだぶるところがあるかもしれませんけども、私なりの考え方で質問をしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 4番、立山比呂志議員の「安心安全のまちづくりについて」の質問にお答えいたします。

まず、①の「防災・災害時の計画のすすめ方について尋ねる。」にお答えします。町の防災対策につきましては、他の市町村と同じく、災害対策基本法の規定に基づき定めています「南関町地域防災計画」に基づき進めているところであります。内容につきましては、町の情勢等を勘案して毎年検討を加えながら、防災活動の効果的な実施に努めているところであります。

災害には、風水害、火災、土砂災害等、地震災害などがございますが、この時期ですので、風水害と土砂災害等への主な取り組みについてお答えします。

防災につきましては、治山・治水対策としまして、町内河川の改修、砂防事業の促進、道路橋梁対策としましては、道路、橋梁、排水溝等の点検、維持補修等がございます。

土砂災害等につきましては、昨年度から地域防災計画の中に急傾斜等崩壊危険区域や、土石流危険渓流の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の対象地区を絞り、世帯数まで記載し、空振りを恐れることなく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示をより詳しく発令することとしております。

また、今年3月に作成しました総合防災マップを全世帯に配布し、情報伝達に努めているところでございます。

次に対応につきましては、気象状況、河川洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、台風情報等の防災気象情報の収集、現地確認等を行い、関係者と情報の共有を図りながら人命を最優先に判断しており、具体的には、鶴地議員にお答えしたような内容で対応しているところでございます。

今後も住民への情報伝達体制の充実・強化に努めてまいる所存でございます。

また、これも先ほどの答弁にございましたが、7月の豪雨時の避難状況を踏まえ、関係者への避難情報の伝達方法、住民の方々に対しまして、地元消防団や自主防災組織を中心に、明るいうち、早い段階からの対応、危機意識の醸成を図っていくことが重要であると改めて感じたところであります。

次に、②の「梅雨時の被害の対応について尋ねる。」の質問にお答えします。

今年の7月6日からの梅雨前線豪雨につきましては、中・四国地方においては多くの方が亡くなられるなど西日本地方に甚大な被害をもたらしました。

南関町では総雨量が5日から7日にかけて339ミリ、最大時間雨量が6日の21時から22時までの39ミリでございました。

建設課へ提出されました災害報告件数は357件で、そのうち災害復旧事業として申請する件数は、農災が191件、公共土木災害が16件となっています。

建設課の対応につきましては、報告を受けた被災箇所を職員3班で確認を行い、概算額を算定するなどして申請の可否を判断し、関係者へお伝えしております。

その後は、緊急性がありましたので、予算を専決させていただき、査定に向けての測量設計を委託しております。今後、10月に査定を受ける予定としており、査定後実施設計を行い、工事を進めることとなります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見喬君）ほかにございませんか。

4番議員。

○4番議員（立山比呂志君）それでは、個々の質問に移りたいと思います。

まず、町の防災会議ですけども、こういう地域防災計画があります。こういう会議はいつどのようなときに行われているのかお願いいいたします。

○議長（酒見喬君）総務課長。

○総務課長（北原宏春君）防災会議でございますが、災害対策基本法に基づきまして開催するもので、この16条にございます、災害対策基本法ですね。当該市町村

の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほかということで、開催することとしております。通常は年に1回、5月末から6月上旬に開催をしております。今年は5月30日に開催をいたしました。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） それとですね、この地域防災計画の中に危険箇所編があります。その中で、一番に重要水防箇所が9カ所、それと土砂災害警戒区域が251カ所、1カ所は和水町と重複していますが、この9カ所と251カ所、どのような基準で設定してあるのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 基準といいますか、この指定につきましては県のほうで行っております。基準ということでございますが、河川につきましては堤防高とか堤防斜面、法面とかそういったちょっと私専門家ではございませんけども、そういう基準で県のほうが認定、指定をしていると、重要水防箇所として指定をしているということでございます。この指定がいつ頃にされたかというのは、ちょっと河川のほうは県のほうにも確認したんですがちょっとわかりませんでした。

それから、土砂災害の警戒区域につきましては、これも基準がありまして、イエローゾーンといわれる土砂災害警戒区域につきましては、急傾斜地の崩壊ということで、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域とかそういった基準、あるいは土石流に対する基準と地滑りに対する基準が設けられております。具体的にはちょっと控えさせてよろしいでしょうか。

それから、レッドゾーン土砂災害特別計画区域につきましても、そういう国の中基準に基づいて指定をされているというところでございます。指定された今251ですけれども、1カ所は和水のほうと重複しておりますが、平成19年度末ですね、3月ですけど、平成19年度に最初16の地域が指定を受けているようでございます。そのあと年度ごとに増えていって、一番の多かったのが平成27年、告示されているのは平成27年の3月20日に170地区が、場所が指定をされているということで、現在251ということでなっているようでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。少しづつやっぱり増えているというところですね。その中で、今私が思うことは、現在も山の手入れというか、今山に入られる方が少なくて荒れていますよね。バンブーも、竹の竹林もそういうところで手入れをするためにつくられたと思いますが、その山が荒れているというところで、大雨や地震で山の斜面が崩落する可能性が今以上にあると思います。また、熊本地震での地殻の変化があつていいのではないかという町民の方々の不安もあり

ます。町民の方がやはり自分の所の裏山は大丈夫だろうかという心配する声が耳によく聞かれます。

それで、この警戒区域を増やすということではありませんが、もう一度町民の皆さんの意見を聞き、町全体を見直す時期がきているのではないかと考えますが、その辺はちょっといかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 先ほどもちょっと触れましたように、例えば土砂災害警戒区域の指定につきましては、県が国の基準に基づきまして危険箇所を抽出して、基礎調査をして、それから意見の聴取、対象地区の住民説明会をし、指定されたら県の広報に掲載されて指定をするという手続きになっているものです。例えば、町からこういう地域をということは、要望等は出されているようなことはちょっと県のほうに聞きましてもないということですし、例えばイエローゾーンとかに指定されるということは、そこに住んでいらっしゃる方自体が、住民説明会を開催するということは、やっぱり理解をしていただく、その危険だということを理解していただくということにもなりますので、土地としては、その方々の理解がないと載せていかれないので、県も説明会をされているのかなというふうに理解しております。それを進めるということが安全性にはつながると思いますけど、その辺の取り組みにつきましては、町というレベルではなくて、やっぱり県のほうできちんとその危険性を抽出していただいて、基準に沿って指定していただく流れなのかなというふうには感じております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。

それでは、今度は7月6日の町の対策状況をちょっと振り返ってみたいと思います。7月6日の午前9時に災害対策本部を立ち上げたというところですが、昼過ぎに、先ほどの答弁で町内15カ所のうちの4カ所ですかね。そしてあと1カ所があとからになりますが、その開設の4カ所の根拠とかそういうところはどういうふうなところで開設を行ったのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 避難所の開設につきましては、災害対策本部を設置いたしまして、災害対策本部で協議の上、開設を決定をいたしております。4カ所といいますのが自主避難所ですので、午後1時に避難所、自主避難を開始するということになりましたので、避難所を、自主避難所を4カ所ですね、自主避難所となっています4カ所を開けたところでございます。その後、5時、先ほども申しましたが午後5時に土砂災害の危険性が高まったというところを判断いたしまして、指定され

ていた関東と坂下の九つの地区に避難勧告を発令いたしましたので、関東のほうについては役場まで避難所が遠いと、それも狭いということもありましたので、避難所指定と指定している近くの一番近いB & Gを開設したほうが早く避難できるだろう、していただけるだろうということで対応をいたしました。それから坂下のほうについては、南町民センター、すぐそばにありますので、そこでというところで対応をしたところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。それでですね、5時15分に避難勧告が発令されたと思いますけれども、1校区ですね、前原笛鹿が37世帯、楮原が22世帯、萩谷が30世帯、福山が35世帯、計124世帯ですね。4校区の北の辺田西が15世帯、大西が32世帯、井手が28世帯、次郎丸が54世帯、大場が22世帯ですね、計151世帯。全体で275世帯に避難勧告が出てます。この防災計画にも、この9地区はこの数量が載っています。これだけの世帯数があるのに、その1校区ですね、役場とB & G海洋センターで足るのかとかですね、4校区の南町民センターだけで、この人員が、もし全員避難をされたとき足るのかというのがちょっと問題になるとは思いますけども、たまたま今回、避難勧告で終わったというか、避難指示までいきませんでしたよね。もしこの避難指示が出た場合、先ほどの避難所だけでは多分、避難所がいっぱいになると思うんですよね。先ほどの役場とB & G海洋センター、4校区の南町民センターですね。もしその避難指示が出た場合、次の避難所ですね、これにも載ってますけども、そういう開設の想定というか、もしひどくなったらこういうふうにするという対策会議の中で、そういうことは想定があったかどうかお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 避難所に入る、収容できる以上の方が避難して来られたときの対応ということでしょうけれども、例えば南町民センターに来られた方が、来られる方が、もちろん避難所には職員を配置しておりますので、多く来られているということでありましたら、次には避難所であります別な南集会所を開けるというふうに、それは先ほども申しました対策本部のほうで避難者の数や状況は把握をして報告をするようにしてますので、そこで対応をしていくと。その体制は、もちろん取らなければいけないし、とる準備はできているということで考えていただいて大丈夫と思います。

それから、全部を避難収容できるかというような部分で、私の解き方かもしれませんのが、これはどこの市町村も抱えている課題だというふうに思っております。全町民、例えば大雨、台風のときに全世帯に避難勧告を出したときに、全ての避難所

でこの全町民を収容できるかということについては、私は全部を知っているわけではありませんけど、ほとんどの市町村、これは難しいんじゃないかなと思っています。先日の会議でもちょっと聞いたんですが、出たんですが、やっぱり課題となっているのは、全体を避難勧告を出しても、本当に必要なところというのはまた限られてくるということがありますので、その辺もこれからどうしていくかというのが課題だろうというようなことを、先日の会議でちょっと耳に、ほかの市町村の方がおっしゃっていらっしゃったのを記憶に残っているんですが、そういった課題はですね、特に最近の災害というのは予測できないようなことが起こっていますので、そういうところは考えていかなければいけないというふうに考えておりますし、町として町長も十分考えてられるということで思っています。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい、えっとですね、すみません。そういうことで想定が、予想以上の想定があるかもしれませんので、その辺は十分お願いしたいと思います。

私が先ほど避難された人数を見ていたところ、役場が7名、ふれあい広場が23名、交流センターが7名、南町民センターが24名、B&G海洋センターが17名の計78名だったそうですが、一つそこで本当に気になるのが、2校区のふれあい広場の23名ですね。多分、上の9地区に入っていないのに、ほかの1校区と4校区と変わらないふれあい広場に23名の方が自主避難をされたということなんですが、これだけ多くの2校区の方が避難したということは、この避難勧告の中に、9校区じゃなくて2校区も対象の地域があるのでないかと思いますが、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 対象地域避難勧告の土砂災害のときの警戒区域の、警戒区域だけじゃない、土砂災害の場合の対象区域は、防災計画でこの危険ということで載せてあると、指定されている部分で載せてあると思いますので、ふれあい広場につきましては、避難人数が多かったからそこが危険というよりも、私たちの、私たちというか、なぜ23名と全体の中では多かったかという部分では、避難をしなければならないと、避難を自分たちは避難をしようというそういった防災意識ですね、これが高かったのではないかというふうに、また実際雨が降っているときに、消防等を通じて避難を促されて避難をされた方もいらっしゃったと思いますので、そういう意識、避難をしようという意識の高さ、それとあと地元消防団だったりの避難をするような勧めをされた結果だというふうには捉えております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 町長が4校区を回られますよね。あのときにこういう声が挙がったら、もしよかつたら2校区もその9校区の中に、もし避難、うちも入れてくれという声があつたら県と対応して、そういうことをしてもらいたいと思いますけど、できないならできないでいいんですけど、やっぱりどうしてもこういう自主避難の人が多い、自分の地区は危ないと思ったら、そこを指定していただけて避難勧告とか避難指示が出れば皆さん避難すると思うんですね、そういうところはなんか皆さん、町民の声を聞いてなんかそういうふうなことをしていただきたいなということを思います。

それと、先ほど鶴地議員のところにありましたけども、この避難勧告や避難指示の場合、この計画書にもありますが、区長、先ほども総務課長が言われました自主防災会長に連絡をするということになっていますが、連絡をされてなかつたというところで、区長さんからも私もちょっとやかましく言われたもんで、ちょっとここで述べますけども、役場と区長というか住民の血が通つてないみたいな感じのことを言わされましたので、計画書にも必ず載っていますので、こういうとき、出た場合は忘れずに、やっぱり区長さん、自主防災会長に連絡をしていただきたいと思います。区長さんがやはり主になって、多分避難指示をされると思いますのでその辺は是非お願ひしたいと思います。

それから、私はずっと前に質問したことがあるんですけども、自主防災組織が61団体あると思います。この61団体の現在の活動ですね、皆さんどういうふうにされているか、その辺をちょっと報告をお願いします。

○議長（酒見喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） すみません。今の御質問ですけれども、その前の御質問でふれあい広場の件が出ておりましたが、そういった今回は土砂災害の警戒区域の所に避難勧告を出しましたが、そういった恐れがある場合は全ての地域だったり、もちろんほかの地域も絞つた、絞らなくても全体もでもですが、避難勧告を出すこともあるというところで私は理解をいたしておりますので、誤解のないようにお願いいたします。

それから、もう一つ言いました伝達方法については、十分反省をして対応をしていかなければならないと思っております。

それと、御質問されました61カ所の自主防災組織につきましてですが、本年度の活動状況ということで、現時点で把握している分では計画、実施のですね、計画も含めて12カ所でございます。そのうち、実績として報告が出てあるところは6カ所というところで、あと6カ所の実績の報告はまだ出ていない。それから計画の報告はまだほかには出ていないというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） このやっぱり自主防災組織の61団体をやっぱりまともと言ったらちょっと失礼な話なんんですけど、活動を先ほども言いましたようにすればですね、本当に避難指示も徹底的にできると思うので、なるだけ役場のほうからでもこの61団体の活動を全部するようにお願いしたいと思います。

それから、この町の地域防災計画の中に、第4節に土砂災害予防計画というのがあります。その中に梅雨時期や台風時期には、消防団を中心にパトロールを実施し、その状況を区長等に連絡することとなっております。今回の災害ではこの計画書どおり、消防団の活動が大変良かったと聞いております。わかる範囲でいいので、その主な活動をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい、ありがとうございます。地元消防団の活動につきましては、当日、それから上がったあとも後片付け等もされて、本当に今回の、これまでだと思いませんけども消防団の活動というのは、本当に防災上必要な活動であるというふうに、また今回も私も改めて感じたところであります。具体的には、当日はこちらのほうも一生懸命で、ずっと情報は入っていたので記録は出されておりました。私の頭の中に残っている分では、中山の高速ガードの所、水で浸かってしまってもう通れなくなったところに現地確認に行かれて、そして交通整理をされたり、現地の状況を写真に撮って送ってこられてこちらのほうで把握をするとか、あと道路もちょっとひびっていうんですかね、が入ったところ等に何箇所も行かれて、情報を入れていただいたり、それはもう全てもちろん消防団長の指揮の下にこちらの災害対策本部の中で連携を取りながらやっていただきて、本当に全て各校区の中で活動、本当朝までというか昼まで、次の日にもされていたというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 計画書どおり、やっぱり消防団もそうやって活動しているので、本当に偉いことだと思います。今後とも消防団と密に連絡を取って、この防災計画が本当に実のあるものにしていただきたいと思います。

それと話は変わりますけども、大規模災害時に自治体機能を維持する業務継続計画（BCP）というのがあると思いますが、県下全45市町村のうち、できているのが12市町村ですね。その中に全6要素があるんですけども、我が町はできてなくて2要素ができないということになっております。それをちょっと述べますけども、それを一つずつちょっと説明をお願いしたいと思います。

まず1番に、首長不在時の代行順位、職員の参集の体制ですね。これはできてい

ます。

2番目に、本庁舎が使えない場合の代替庁舎、これもできています。

電気、水、食料、燃料の確保、これできていません。

多様な通信手段の確保、これもできていません。

5番目に、重要な行政データのバックアップ、これはできています。

6番目に、非常時優先業務の整理、これはできています。

もしよろしければ、これの一つひとつ、できる、できないのは今後どうするか、ちょっとお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） この業務継続計画につきましては、平成29年度、平成30年3月に前大木課長のほうで策定をされております。今申されましたように、六つ項目があつて、南関町では四つできているというところでございます。これにつきましては、災害時に行政機能が低下するような中にあっても、住民への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを基本方針として策定しているところですが、最初言わされた町長ですね、不在時の順位、代行順位になりますが、おわかりになられると思いますけど、副町長、教育長、総務課長というふうに、それからそれが不在のときもまた権限ということで定めてある、計画をされております。それから、職員につきましては、震度4以上のときは自動配備となりますが、大規模な災害時には多くの職員が参集できず、災害対策本部等の設置ができないことも想定されるため、参集した職員が初動班を立ち上げて、災害対策本部を設置する等の規定を、計画を掲載しているところであります。それから、本庁が使えない場合の代替庁舎としては、保健センターを想定しているということで聞いております。

それから、電気、水、食料ですね、それから重要な、できないのは、多様な通信手段の確保、この二つができておりますが、これにつきましては新庁舎建設に併せたところで、備蓄倉庫等も計画されておりまし、また、通信手段につきましても、防災行政無線等もデジタル化等を考えておりますので、そういったところで今後対応をしていくというところで考えております。

あと行政のデータアップ等につきましては、役場にもありますけれども、業務委託先の外部にセンターがありますので、そちらのほうにデータはあるというところで丸となっているところでございます。

それから非常時の優先業務の整理につきましては、計画書の中でつくっているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 3番、4番ですね。電気、水、食料、燃料の確保とか、多様な通信手段は新庁舎ですけどもあと2年ありますのでですね、この間にこういう災害がないといいと思いますけどですね。

それともう一つ、その中に受援計画ですね。周りの市町村との協力ですね、これができているのが10市町村だったんですけど、うちもまだこれできていませんけど、そこはどうなってますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 受援計画につきましては、まだ町のほうでは整備ができておらず、これにつきましても今のような状況では早くつくらなければいけないというふうには考えておりますが、ちょっとまだ今年中にできるとか、来年できるというところまでは申し上げられませんけれども、早いうちにつくりたいというふうに思ってますし、担当も考えているというところで今回も確認をいたしております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） なるだけ県のほうも、今年度中につくれということが書いてあったんですけど、町もなるだけ早くつくっていただければいいと思います。

それでは、2番目にいきたいと思います。梅雨時期の被害の対応についてですけれども、被害の、先ほど町長の答弁にありましたけども、はっきりどれぐらいありましたでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、報告につきましては、建設課へ提出された被害報告につきましては357件、それから災害復旧事業として申請したいと考えている、する予定でありますのが農災が191件、それから公共土木災害が16件となっております。

また、今回条例を提案、受益者分担金の条例を提案しました。地がけと申しますが、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、今のところ2件を想定しているところです。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 私が言いたいのはですね、小規模災害ですね。町の農地の小規模災害復旧工事に対しては工事費の2分の1以内とし、補助金の上限を5万円までとしますという、町の小規模災害があると思います。それの28年度からだったですかね、申し訳ないんですけども、28年、29年、今度の30年ですね、多分皆さん出されていると思います。多分それでボツというか排除というか、これはできませんというところの件数がわかれば、そのほうをちょっとお教え願いた

いと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 先ほどの災害の報告があったものから、災害復旧事業にのるもののがこの小規模等に入ってくる、または補助工事等にのってくるものになりますけれども、それでもその小災害に該当しないというものはなかなか出てこない。山が崩れた、宅地が崩れたと報告はありましたけれども、農災、農地費、それから土木費のほうから出せないというものがございますので、そのあたりは外させていただいたというところはございます。件数的には今のところちょっとここでははっきりとは申し上げられませんが、数件になると思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 何ていうかな、結局、荒れているというか耕作放棄地ですよね。それでも草を刈っている、田んぼ、畑は耕している、つくっていなければですね。それで、崩れて、多分建設課のほうに出したときに、そこにつくってないから、出荷証明がないからこれはできませんというところがですね、多分何十件ぐらいあると思います、毎年ですね。その件数をちょっと聞きたかったんです、わかりませんかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 例を申しますと、今年度でございますが、申し上げましたとおり、357件の被害の報告があったわけでございます。今年度は災害に該当しなかったものとして43件を該当じゃないと、言いますならば、ごく小規模の法が落ちたとか、それとあと宅地が崩れたもの、山が崩れているもの等について、もう全て皆さんから報告が上がっている状況でございましたので、その43件というものは今回はこの小災害の該当をしていないということで、皆様方にお断わりをしているというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） これ、43件あるんですけども、先ほども言いましたように、田んぼ、畑ですね、必ず草、周りに迷惑をかけないために草は切る、耕すだけですね、耕作はしていない。そういう所が崩れたときに、出荷証明がないため何もできないと、そのままほったらかしですよね。何でかというと、せっかく人に迷惑をかけないし、自分で草を切っているし、耕している方が町にそういう災害報告を出すということは修理をしてくださいということなんですね。と思って出されると思うんですね、皆さん。で、言われるように耕作放棄地はもう修理しませんと言つていただくと、せっかく草を切っている、田は耕している、田んぼは耕しているけどつくってないけどということだったらですね、もう本当にもっと耕作放棄地

というか、草も切らない、もう一年したら木がぼうぼうになる、そういう所が増えてくると思うんですよね。それを何とか出すから、皆さんこの43件も建設課と地元の区長が行って検査をされていると思うんですよ。そういう所を何とか、そういう所だけでも助けられる定義を緩和というか、出荷証明がなくてもそういう所は助けていただきたいと思うんですよ。そういうところはどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 出荷証明というお話をございましたが、まずもって28年度におきまして、農地についての救済、災害に該当しない部分について、水路や道路溝につきましては補助工事というのがありましたけれども、28年度におきましては農地についてまで広げようということで、そのときは農振地域の用地区域に限って土砂排除の分だけ補助をしましようということで、皆様方から承認をいただいて条例をつくってあると、一部改正条例をつくってあるということでございます。昨年29年度におきましては、それじゃあななかなか厳しかろうということでございまして、農振の用地区域だけでは耕作をしてある部分の土地であっても、農振の用地区域でなければ育てないということでしたので、昨年度はその要件を一つ緩和して、現に耕作している所を対象としたということでございます。ですから、災害につきましても、出荷証明が必ずしも必要という話ではないということを改めて確認をいたしております。ですから、現に耕作してある所につきましては、災害復旧事業も採択されるんではなかろうかとは考えております。ただ、昨年、現に耕作している所ということで、農地であっても対象を広げたということでございますので、そこは御理解いただければというふうに思うところです。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） もう少しやっぱり、もう少し緩和してほしいと思います。本当に毎月じゃないですね、うんと草を刈ってられて崩れてどうしようもない所が、確かに言われるように小規模災害でございます。自分でどけてから、全部直された所もあるので、そういうところは仕方ないと思いますけど、やっぱり重機が入ってここちょっと手直しできる5万円以下だったらですね、上限5万円ですから、そういうところはこの43件の中に大分あると思うんですよ。多分言われるよう、荒れた田んぼ、畑の崩れたところをしてくれというわけではなくて、そういうふうにして、少しでも自分たちが手を入れているところは出されるところは、何とか役場として、公金ですけども、そういうところを手助けしてほしいなというのはもう精一杯のところなんで、今後よろしければそういうところも考えていただいて、していただきたいと思います。

もう一つがですね、この間国県のあれで災害関連地域防災崖崩れ対策事業という

のがあったんですけども、現在、南関町でそういうところはないとは思うんですけども、少し自分の裏とか土手が崩れたときに、何も保証っていうか、自分でしなければならないというところが、何件がこの災害で出てきていると思うんですよ。そこで、もしよければこういう全額じゃなくても半分とかですね、なんかそういう町独自で何かできないかなと。今後のあれと思うんですけど、そういうところがちょっとと思われたんでそういったところは、ちょっと課長、どう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今の御質問につきましては、私がお答えするべきものかどうかはちょっとわからないんですけども、今建設課で所管しております事業につきましては、農災、それから公共災、それと先ほどありました地域防災がけ崩れ対策事業、これにつきましては激甚災害のときに限られておりますけれども、それも事業のメニューとしてはあると。また、単件におきましては、急傾斜地域ですね。これは災害が起きてなくてもこれは事業採択できれば、県の事業として行っているというところであります。

また、経済課のほうの事業ですけれども、地産事業というのは今も取り組んでおられるところです。ただ、宅地等につきまして、単独については今のところ町としてのメニューもございませんので、何ともここで私が答えるというわけにもいかないような気がいたします。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） ですね。そういうことなんですね、今後ですね、その町がしている小規模災害と、今言われるそのメニューがないところを、何とか今後話し合いで、町長、何とか住民の方の手助けになれば、町民の方も喜ばれるかなと思っておりますので、今後そういうところを検討していただきたいと思いますけれども、町長その辺を一言お願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 災害等、全てのものに対応できればそれが一番ベストであると思いますけれども、どうしてもやっぱり宅地等、個人の所有、個人の建物に対するといったものについては、国のメニューに恐らくなると思いますけれども、いろんな今建設課長が述べましたとおり、いろんな国、県の事業に関連する事業であればそういう建物等いろんなことがありますけれども、あくまでも個人の所有物を云々ということについては、町としても慎重に考えていくべきではないかと思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 何とか住民の方の手助けになって、少しでも何かできれ

ばいいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、4番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

来週の10日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。

起立、礼、御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時13分